



## 高知県地域福祉支援計画（素案）

～ 新しい支え合いのカタチ 「高知型福祉」の実現 ～



平成 27 年 8 月

高 知 県

<b>第1章 計画策定の背景</b> .....	<b>1</b>
1. はじめに .....	1
2. 高知県の現状 .....	2
(1) 人口減少・少子高齢化の進行 .....	2
(2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行 .....	5
(3) 地域の支え合いの力の弱まり .....	5
3. 高知県の課題 .....	6
(1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応 .....	6
(2) 小地域での福祉活動の普及 .....	8
(3) 災害時要配慮者対策 .....	9
(4) 中山間地域での暮らしの確保 .....	9
(5) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応 .....	10
<b>第2章 計画の基本的事項</b> .....	<b>13</b>
1. 計画の位置づけ .....	13
2. 計画の目的 .....	13
3. 地域福祉の方向性 .....	13
4. 計画の期間 .....	14
5. 計画の目標 .....	14
6. 計画の推進体制 .....	14
7. 計画の進行管理 .....	15
<b>第3章 計画の内容</b> .....	<b>16</b>
1. 地域福祉の方向性 .....	16
(1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティの再生・強化～ .....	16
① 新たな支え合いによる地域づくりの推進 .....	16
② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進 .....	17
(2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～ .....	17
① 福祉を支える担い手の確保・育成 .....	17

② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	17
<b>2. 具体的な方策.....</b>	<b>18</b>
(1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進.....	18
① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化.....	18
② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動.....	21
③ 小地域の福祉活動の推進.....	24
(2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進.....	26
① 地域福祉活動を支える仕組みづくり.....	26
② 生活困窮者自立支援の推進.....	33
③ 地域福祉活動と防災・減災対策との一体的な推進.....	36
(3) 福祉を支える担い手の確保・育成.....	41
① 福祉人材センター、福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり.....	41
② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり.....	47
(4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上.....	52
① 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり.....	52
② 権利擁護の取組の推進.....	54

## 第4章 地域福祉アクションプランの推進

### 1. 地域福祉アクションプランの一体的な推進

### 2. 地域福祉アクションプランの推進にあたっての大切な視点

- (1) 市町村の推進体制の活用
- (2) PDCAサイクルによる見直し

### 3. 地域福祉アクションプランの基本事項

- (1) 地域福祉計画（市町村）の基本事項
- (2) 地域福祉活動計画（市町村社会福祉協議会）の基本事項
- (3) 高知型福祉を進めていくための取組

今回は省略

## 第1章 計画策定の背景

### 1. はじめに

本県では、ともに支え合いながら生き生きと暮らす「高知型福祉」の実現に向けて、平成23年3月に平成23年度から平成27年度を計画期間とする高知県地域福祉支援計画を策定し、地域福祉の取組を推進してきました。

策定当時は、地域福祉計画を策定済みの市町村は6市町村でしたが、本計画に基づく取組により、25年度末には県内の全ての市町村で策定が完了しました。

しかし、計画の実践状況については、市町村によって取組に濃淡が生じるなど、取組を進める中で明らかになった課題もあります。一方で、少子高齢化のさらなる進行や貧困、虐待などの課題の多様化、また、介護保険制度の改正や生活困窮者自立支援制度の施行など地域福祉に関係する制度の変化など、地域福祉を取り巻く環境は大きく動いています。

こうした中、引き続き、市町村の地域福祉の推進を支援し、複雑・多様化する地域の課題への対応策を加速化させていくために、高知県地域福祉支援計画を改定することとしました。

#### 地域福祉とは

誰もがその人らしく住み慣れた地域で安心して暮らせるように、行政と地域住民やボランティア、民生委員・児童委員、NPO\*、社会福祉協議会、社会福祉団体などが、協力して、地域課題の解決に向けて取り組んでいくことです。

\* NPO : Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。ボランティア活動などの社気合い貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

## 2. 高知県の現状

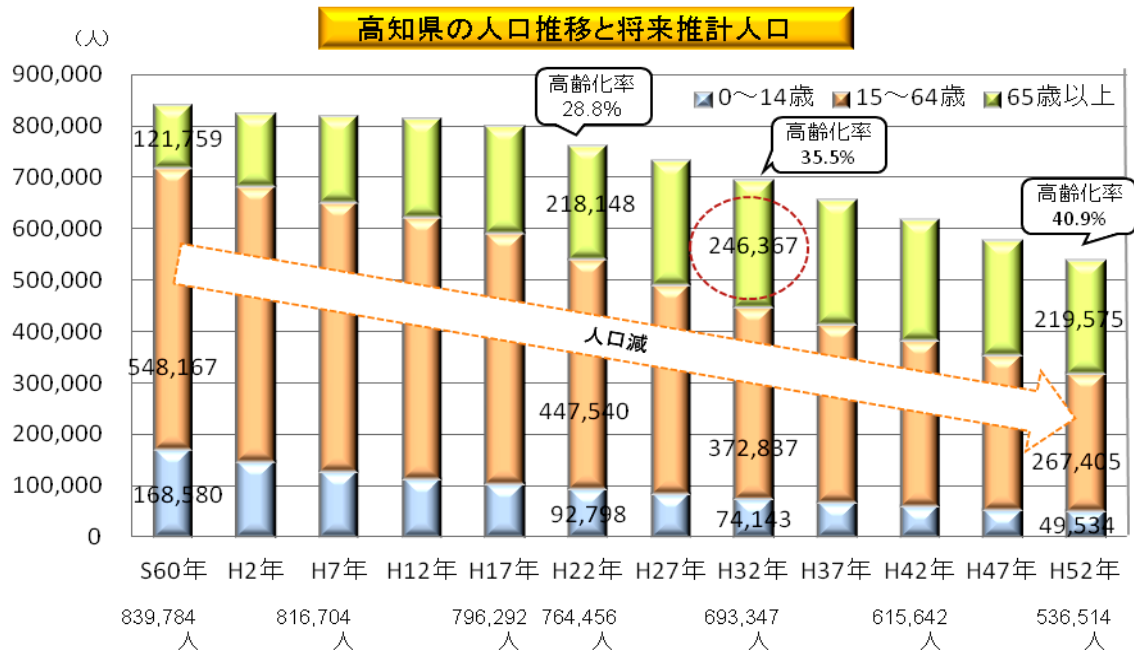
### (1) 人口減少・少子高齢化の進行

#### ■人口の減少

※ 調整中

本県の人口は、平成22年の国勢調査では76万4千人ですが、30年後の平成52年には約23万人減の53万6千人になることが推計されています。

また、こどもの数は、平成22年度の約半数の4万9千人になると推計されています。



出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計」  
(H22年は、総務省「国勢調査」)

#### ■人口の自然減

※ 調整中

本県の人口は、平成2年に全国で初めて死亡者数が出生数を上回る自然減になったのに対し、全国は平成17年に自然減となっており、本県は、全国に15年先行して人口の自然減が始まっています。また、本県は、平成2年以降、20年以上連続で自然減の状況が続いています。

**人口自然減数**

(人)

	高知県	全国
S60	2,462	679,294
H2	△386	401,280
H7	△1,022	264,925
H16	△2,500	82,119
H17	△3,203	△21,266
H25	△4,978	△238,620

15年先行

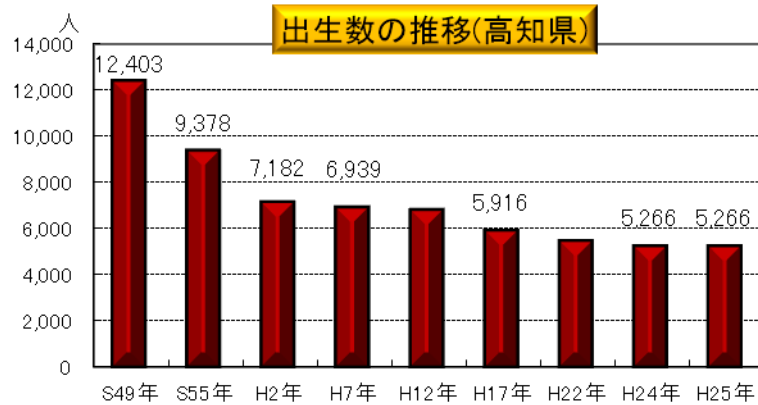
出典：人口動態調査(厚生労働省)・人口移動調査(高知県)

## ■出生数の減少

※ 調整中

本県の出生数は、平成24年、25年には5,266人と過去最低となっており、昭和49年の12,403人と比較すると約44%と半分以下になっています。

また、生涯未婚率が高く、平成22年では男性が22.13%（全国4位）、女性が12.4%（全国6位）となっています。

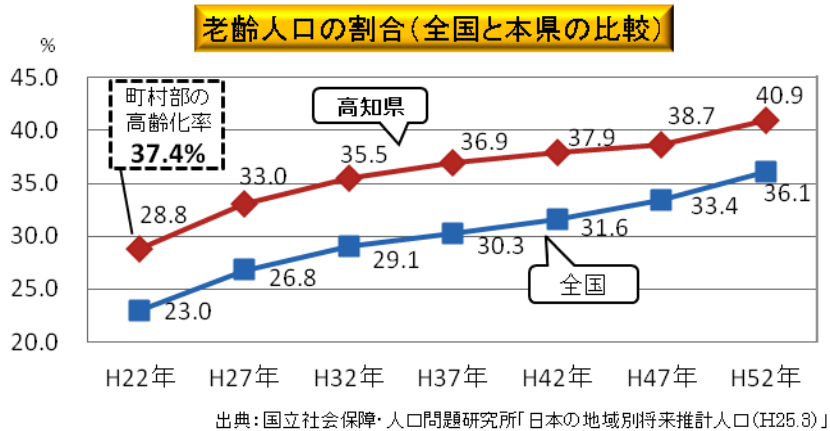


出典:厚生労働省「人口動態調査」

## ■高齢化率の上昇

※ 調整中

本県の高齢化率は、平成22年に28.4%と、全国より10年先行しています。今後も、より一層高齢化が進むことが推計されています。

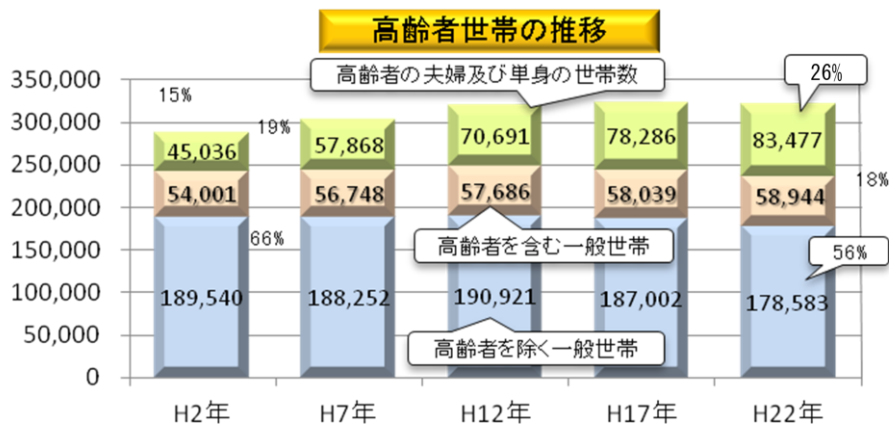


出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(H25.3)」

## ■高齢者のみの世帯の増加

※ 調整中

平成17年と平成22年の世帯数を比較すると、高齢者を除く一般世帯が約1万1千世帯減少する一方で、高齢者のみの世帯は約3万8千世帯増加し、全世帯数の4分の1以上を占めています。



出典：総務省「国勢調査」

## (2) 中山間地域の過疎化、高齢化の進行

中山間地域とは、山間地など地理的条件が悪く、諸条件が不利な地域を対象にした地域振興立法（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、特定農山村法）による指定市町村の地域で、本県では、すべての市町村が該当します。ただし、高知市では旧鏡村と旧土佐山村が対象地域であるなど、いくつかの市町村で対象地域は市町村全域ではなく、一部の地域となっています。

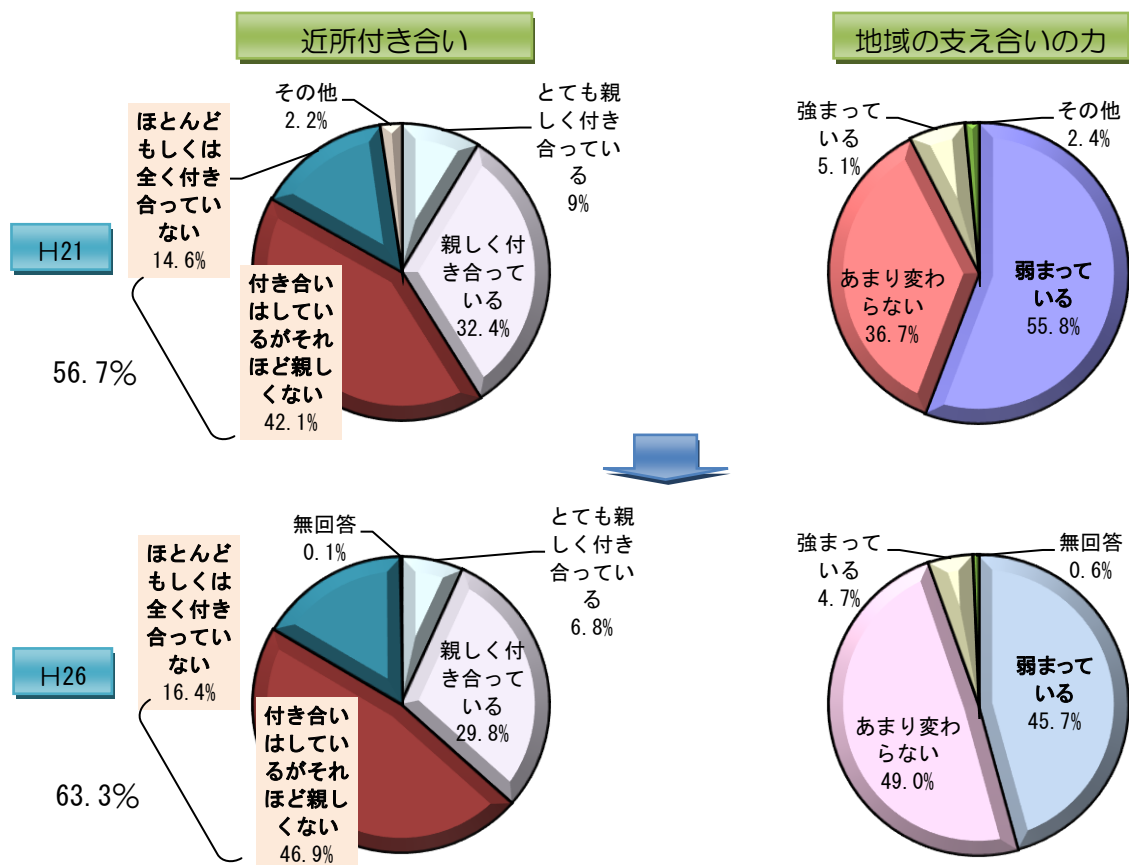
なお、中山間地域の県土に占める面積割合は、92%となっています。

※ 調整中

## (3) 地域の支え合いの力の弱まり

※ 調整中

平成26年度の県民世論調査の結果では、平成21年度の調査結果に比べて、近所付き合いが薄いと感じている人が6.6ポイント増えています。また、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている人は10.1ポイント減っていますが、依然として半数近くを占めています。





### 3. 高知県の課題

#### (1) 福祉制度サービスが行き届いていない地域への対応

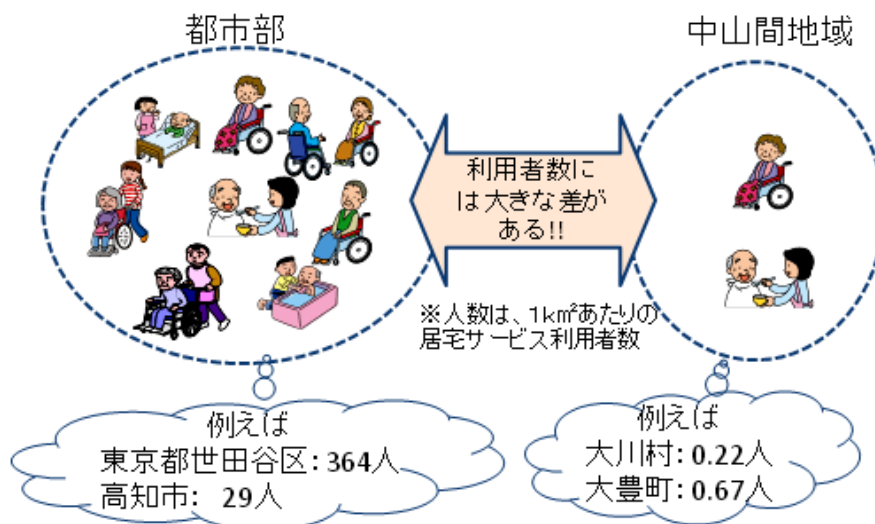
##### ■介護サービス

※ 調整中

国の福祉施策として介護保険法に基づく介護サービスや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスといった公的な福祉制度サービスが整備されてきました。

しかし、本県の介護サービスの状況は、例えば、ホームヘルプサービスの1km<sup>2</sup>当たりの利用者数で見ると、東京都世田谷区では364人のところ、高知市は29人で、大豊町では0.67人、大川村では0.22人と、利用者数に大きな差があります。

遠隔地へサービス提供する場合、広範囲に要介護高齢者が点在しているため経営効率が悪く、事業者の参入が進んでいません。

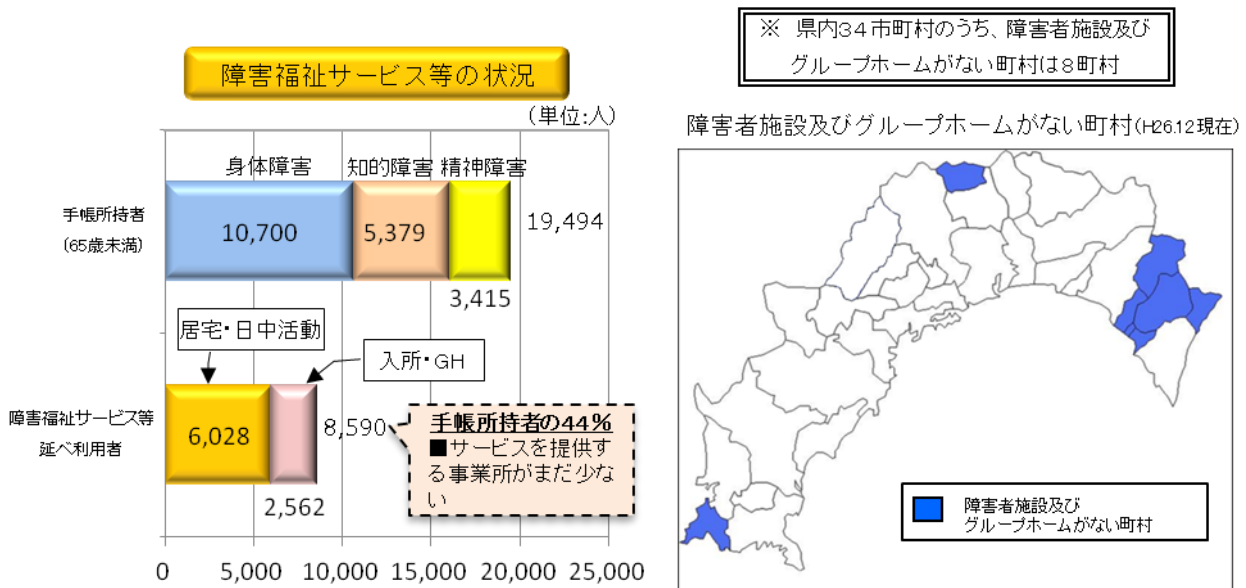


## ■障害福祉サービス

※ 調整中

障害者手帳を所持している方は、高齢化の進行やサービス利用対象者の増加に伴い、平成9年の約4.2万人から平成22年には約5.3万人と約1万1千人増加しています。

障害者手帳を所持している方の中で、主な障害福祉サービスの利用者（介護サービス対象者と重複しない65歳未満の障害者手帳所持者）は、約1万9千人です。そのうち、居宅介護サービスや日中活動系サービスを利用している方が6,028人、入所系サービスやグループホーム/ケアホームを利用している方が2,562人と、手帳所持者の約44%の利用にとどまっており、サービスを提供する事業所の整備がまだまだ十分でない状況です。



## ■保育サービス

※ 調整中

本県は、共働き世帯の割合が高く、お母さんたちが安心して働くことのできる環境が求められています。

市町村では、延長保育や乳児保育などに取り組んでいますが、今後、地域のニーズに応じた保育サービスや子育て支援を充実していく必要があります。

(保育所・幼稚園等の状況：H26年4月現在) |

保育所	256 箇所	私立幼稚園	31 箇所
国立幼稚園	1 箇所	認可外保育施設	97 箇所
公立幼稚園	18 箇所	認定こども園	20 箇所

※認定こども園は、保育所、幼稚園、認可外保育施設のいずれかを兼ねています。

資料: 幼保支援課

## (2) 小地域での福祉活動の普及

### ■ふれあいサロンなどの状況

※ 調整中

小地域でのサロンは、高齢者などが集い、交流することで、住民同士の触れ合いや安否確認をはじめ、健康づくりや生きがいづくりなど、住民の交流の場とともに多様な活動の場として重要な役割を果たしています。

本県では、市町村と市町村社会福祉協議会などが、サロン活動の普及に取り組んでいますが、現在、サロン数は増加の傾向にあるものの、地域によって取組がないところもあります。

特に、中山間地域では、高齢化によりサロン活動が衰退してきているところもあります。

また、サロン活動以外にも、住民主体の様々な活動が行われており、こうした小地域での活動は、住民の交流の場とともに、地域の様々なニーズや課題を把握する場としても非常に有効ですので、面的な広がりや活動の強化を図ることが必要です。

### (3) 災害時要配慮者対策

※ 調整中

### (4) 中山間地域での暮らしの確保

※ 調整中

中山間地域などでは、過疎化、高齢化の進行に伴い、集落が年々減少する一方で、小規模集落が増加しています。こうした地域では、地域の商店の廃業や公共交通の廃止や便数が減少するなど、地域社会の機能が低下しており、高齢者が、病院への通院や買物も難しくなっているとともに、一人暮らしの高齢者などで、ゴミを収集場所まで持って行けない、大雨のときの不安など、生活を維持するうえでの様々な課題が出てきています。

また、小規模な集落では、道路の草刈りや清掃、生活用水施設の維持管理などの共同作業が難しくなっている地域があります。

今後とも、少子高齢化が進む中で、中山間地域の高齢者などの暮らしの確保や、集落機能の維持が大きな課題となっています。

## (5) 貧困や虐待、少年非行など社会的な課題への対応

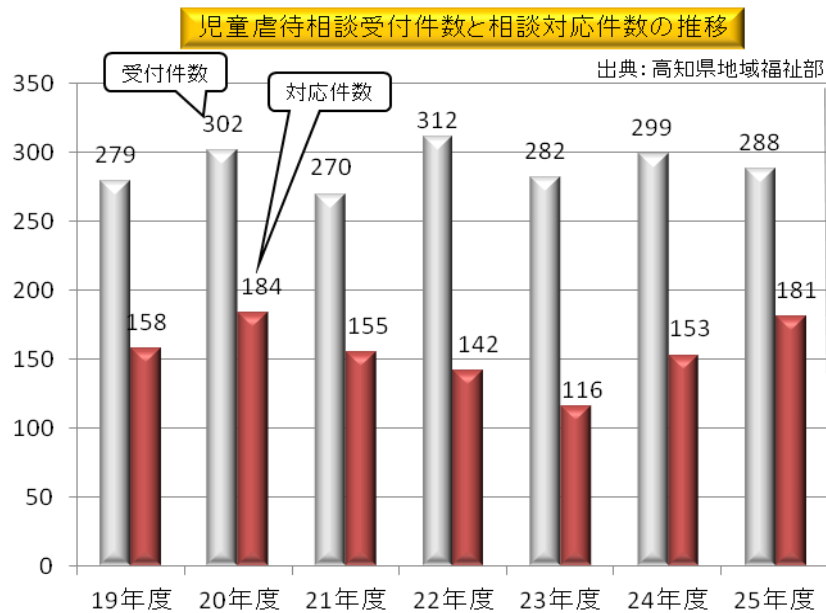
## ■ 貧困の状況

※ 調整中

## ■ 児童虐待の状況

※ 調整中

本県の児童相談所が受け付けた児童虐待の通告・相談件数のうちで、児童虐待と認定し対応した件数は、平成22年度に過去最多となり、依然として高止まり傾向にあります。

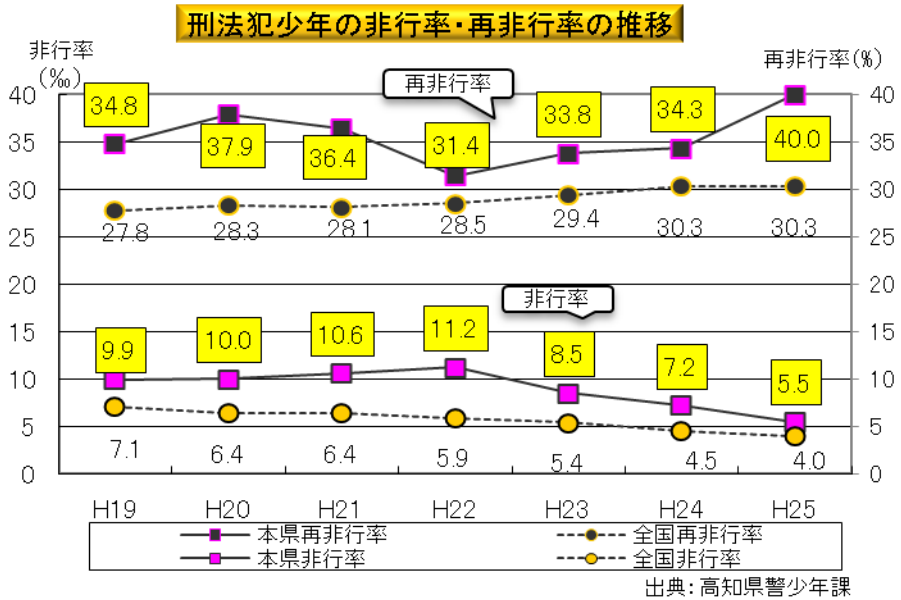


出典：高知県地域福祉部

■少年非行の状況

※ 調整中

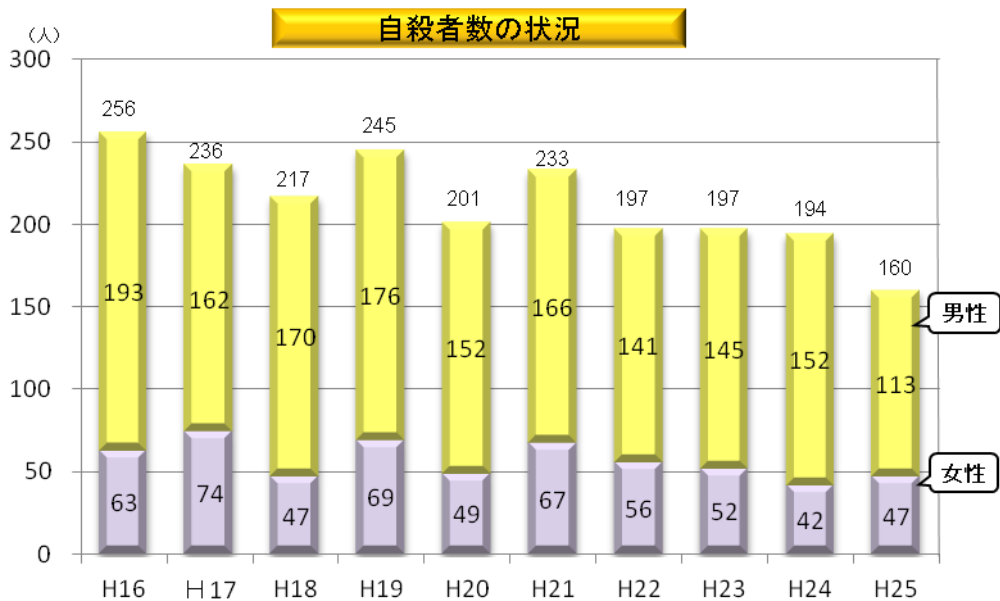
平成25年における、少年1,000人当たりの刑法犯少年の割合(非行率)は5.5‰(全国4.0‰)、再非行率は40.0%(全国30.3%)となっています。



■自殺者数の状況

※ 調整中

自殺者数は、4年連続で200人を下回り、減少傾向にあります。



出典: 厚生労働省「人口動態統計」

## ※ 調整中

以上のように、高知県の現状と課題を整理すると、

- 高知県では、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、全国一律の福祉制度サービスだけでは、必要なサービスが行き届かなくなっています。
- 地域での福祉活動においても、サロンなどの小地域での触れ合い支え合う活動も地域によってバラつきがあり、自主防災や災害時要配慮者に対する相互扶助活動も十分ではありません。また、中山間地域などでは、集落機能も低下しており、高齢者などが生活しづらい環境となっており、生活面での不安も大きくなってきています。更に、児童虐待や自殺の件数も多く、社会問題となっており、地域での「支え合い」が必要となっています。
- 今後ますます、人口減少、高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して生き生きと暮らしていくためには、福祉制度サービスの充実はもちろんですが、以前あった近所付き合いや助け合い、支え合いのような地域住民の新たな「支え合いの仕組み」を再構築し、地域福祉活動を推進していくことが喫緊の課題です。

- 地域福祉への県民の皆さんの意識も高く、今こそ高知県の地域の実情に合った新しい福祉の形を官民協働により地域地域で作り上げていかなければなりません。

## 第2章 計画の基本的事項

### 1. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条に基づく計画で、高知県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動を支援する性格を持っています。

また、福祉・保健・医療分野と連携し、関係する個別の福祉計画との整合性を図り、地域福祉の視点から定める計画です。

#### 【社会福祉法 抜粋】

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通する広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催など住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

### 2. 計画の目的

この計画は、「高知型福祉」の実現のために、市町村の地域特性や独自性を尊重し、市町村が住民の皆さんや社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、社会福祉団体などとともに、地域の実情を踏まえて、福祉ニーズや生活課題に対応した地域福祉を進める取組を支援することを目的として策定するものです。

### 3. 地域福祉の方向性

「高知型福祉」を実現するために、地域福祉の取組の方向性を示し、その方向性にそった方策を推進します。

◎安全・安心の地域づくりの推進

○新たな支え合いによる地域づくり

○安全で安心して暮らせる地域づくり

◎安全・安心の基盤づくりの推進

○福祉を支える担い手の確保・育成

○利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上



## 4. 計画の期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

## 5. 計画の目標

官民協働

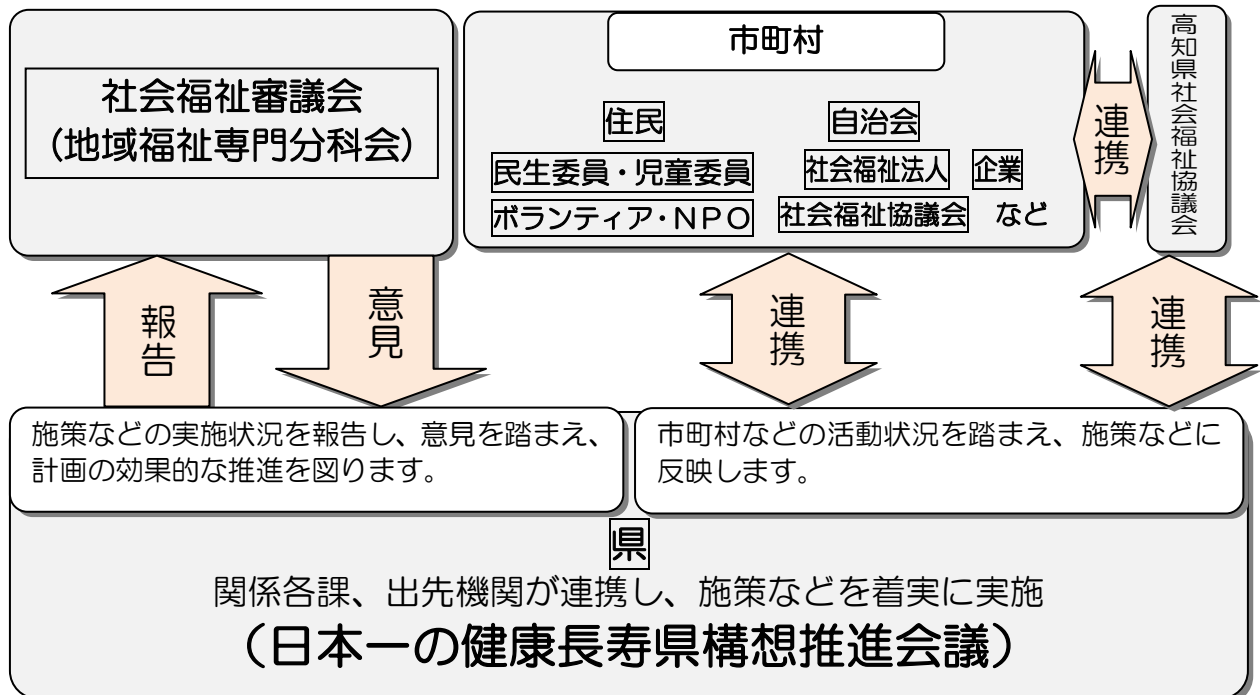
県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくり

この計画では、それぞれの地域において、官民協働による県民誰もが安全で安心して暮らせる支え合いの仕組みづくりを目標に取り組を進めます。

## 6. 計画の推進体制

この計画を推進するため、県は、高知県社会福祉協議会と連携して、市町村の地域福祉の取組状況をはじめ、市町村社会福祉協議会や民生委員・児童委員、NPO、地域住民などの活動状況を踏まえ、意見交換を行いながら、施策などに反映します。

- 日本一の健康長寿県構想<sup>†</sup>推進会議において、施策の進捗管理を行い、次年度以降の施策に反映します。
- 高知県社会福祉審議会へ施策などの実施状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画の効果的な推進を図ります。

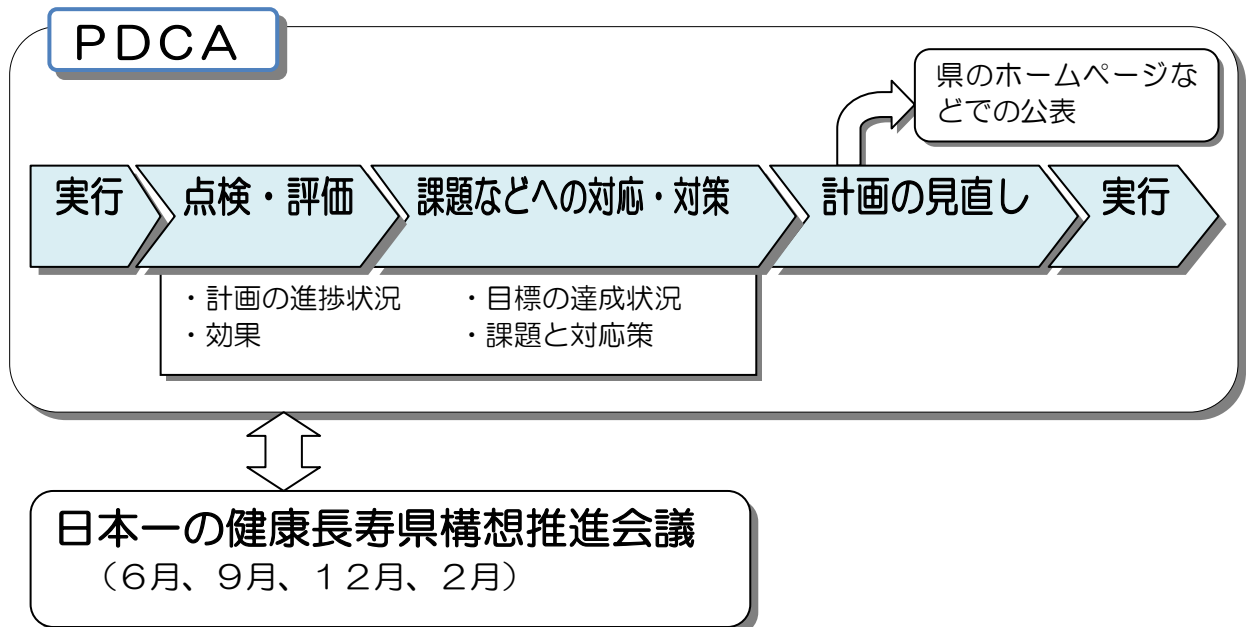


<sup>†</sup>日本一の健康長寿県構想:高知県の様々な状況を踏まえ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指して、平成 22 年 2 月に取りまとめた構想。

## 7. 計画の進行管理

この計画の進行管理は、計画を立て（Plan）、計画を実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価すること（Check）で、その後の計画や計画の実施を改善する（Act）、一連のPDCAサイクル<sup>※</sup>によって、計画の目的や目標に向けた取組を着実に進めます。

- 本庁各課と各福祉保健所などの出先機関が連携し、把握した市町村の進捗状況なども踏まえ、日本一の健康長寿県構想推進会議において、施策の実施状況の点検・評価・見直しなどを行うとともにほかの福祉関係計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、適宜必要な計画の見直しを行います。
- 計画の見直しを行った場合は、県のホームページなどで、その内容を県民に公表します。



<sup>※</sup>PDCAサイクル: 計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Act)のプロセスを順に実施し、最後のActではCheckの結果から、最初のPlanの内容を継続・修正・廃止のいずれかに改善して、次回のPlanに結び付ける。

## 第3章 計画の内容

### 1. 地域福祉の方向性

#### (1) 安全・安心の地域づくりの推進 ～コミュニティ<sup>§</sup>の再生・強化～

人口減少と少子・高齢化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安全に安心して暮らしていくため、

- ・新たな支え合いによる地域づくり
- ・安全で安心して暮らせる地域づくり

を推進し、コミュニティの再生・強化に取り組みます。

#### ① 新たな支え合いによる地域づくりの推進

本県の中山間地域などでは、地域での支え合いの力が弱まってきているうえ、国の全国一律の福祉制度サービスだけでは必要なサービスが行き届きにくい状況があります。

そのため、平成21年度から、こうした制度サービスのすき間を埋め、小規模でありながらも、こどもから高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず必要なサービスを提供できる小規模多機能支援拠点としてあったかふれあいセンターの整備を開始しました。県では、本庁と福祉保健所の地域支援室、県社会福祉協議会とが連携し、市町村の取組を支援した結果、27年度末で29市町村41カ所、サテライトを含めると約230カ所と、県内各地に拡がりを見せています。あったかふれあいセンターでは、高齢者や障害のある人など誰もが集える場としての「集い」を中心に、センターへの送迎や、「訪問・相談・つなぎ」「生活支援」などのサービスを実施しているほか、要支援者への介護予防・生活支援サービスの受け皿となるなど、地域の実情に合わせた様々な活動が行われています。

このように、在宅生活を支えるために支援が必要な人へのきめ細やかな対応など、あったかふれあいセンターが、地域の実情やニーズに対応した小規模多機能支援拠点となるよう、福祉サービスの現状や生活課題を明らかにし、支え合いや生活支援サービスの仕組みづくりを地域の方の参画を得ながら官民協働で進めます。

また、身近な地域で、誰もが触れ合い・交流するとともに、介護予防や健康づくり、新たな支え合いの仕組みづくりなど、住民主体の活動の広がりや活動の促進を図り、地域ニーズの把握やコミュニティの再生・強化に取り組みます。その際、あったかふれあいセンターなどの小規模多機能支援拠点が、持続可能な活動となるよう地域活動をサポートすることが大切です。

併せて、今後の高齢化のさらなる進行に伴い、高齢者単独世帯や認知症高齢者の増加などが見込まれている中、介護保険制度の改正による新たな地域支援事業（介護予防・生活支援など）の活用や、生活困窮者自立支援制度への対応などを積極的に支援することが重要となります。

<sup>§</sup>コミュニティ：居住地域を同じくする共同体。地域社会。生産、風俗、習慣などに結び付きがあり、共通の価値観を所有している。

## ② 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢化の進行に伴い、一人暮らしの高齢者が増えてきており、認知症など見守りが必要な方を地域で見守り、支える活動も求められています。また、児童虐待や貧困、自殺など、本県において大きな社会的課題となっています。

こうした課題に対応するためには、地域で支援が必要な人について、住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースを、ワンストップで受け止め、専門機関へつなぐ仕組みが重要となっています。平成27年度から本格施行された生活困窮者自立支援制度と連携を図ることも必要です。

このように、地域で支援が必要な人などを早期に発見し、支援するネットワークと、市町村の各分野の相談窓口などが中心となって、様々な専門機関と地域の関係機関が連携して総合的かつ継続的に支援を行う体制づくりを進めます。

また、喫緊の課題である南海トラフ地震への対応として、自主防災組織の組織率の向上と要配慮者の支援の仕組みづくりを進めます。

### (2) 安全・安心の基盤づくりの推進 ～多様な福祉サービスの質の向上～

誰もが、住み慣れた地域に必要な福祉サービスを受け、安心して暮らせる地域づくりを進めていくうえで、その基盤となる

- ・地域福祉を支える担い手の育成
  - ・利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上 など、
- 住民の多様なニーズに対応した質の高い福祉サービスを提供できるように取り組みます。

#### ① 福祉を支える担い手の確保・育成

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉の専門職の確保と育成に取り組むとともに、地域福祉推進の要となる市町村社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会の活動強化に取り組みます。

また、地域福祉を推進していくために、住民の地域福祉に対する理解を深め、活動に対する気運の高揚を図るとともに、それぞれの個人の特技や経験、更には関心があることなどを地域活動に活かしていただくよう参加しやすい仕組みや環境づくりを進めます。

#### ② 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

福祉サービスを利用する人が、自分に合った質の高い福祉サービスを選択でき、利用しやすくしていくことが必要です。

そのため、利用しやすく分かりやすい、また適切できめ細やかな相談支援体制や、誰もが利用しやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めます。

## 2. 具体的な方策

### (1) 新たな支え合いによる地域づくりの推進

#### ① 小規模多機能支援拠点（あったかふれあいセンターなど）の機能強化

##### 現状及び課題

- 本県は、全国に15年先行して人口が減少し、高齢化率も約10年先行しており、単身世帯や高齢者世帯も増加し、新たな生活課題も増えています。近所付き合いや地域の支え合いの力が弱まっている中、その傾向の著しい中山間地域では、集落数が減少し、50世帯未満の小集落が全体の約6割を占めるまでになっています。
- 県民世論調査（H26）でも、半数近くの45.7%の人が、地域の支え合いの力が弱まっていると回答しています。
- こうした現状の中で、全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも、利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況となっています。
- 県民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域をつくるためには、在宅医療、介護、福祉、住まいの整備などにより、包括的なネットワークを更に強化し、地域の実情に沿った「高知型福祉」の実現に取り組んでいく必要があります。
- こうした中、本県では、平成21年度から、既存の制度の枠組みを超えて小規模ながらも1か所で必要なサービスを提供できる小規模多機能支援拠点として、あったかふれあいセンターの整備を進めてきました。
- その結果、平成28年2月現在、29市町村41か所、サテライトを含めると約230か所で取組が展開されています。取組の内容としては、集いの場としてのサロン活動を中心に、あったかふれあいセンターへの送迎や、訪問、生活支援、認知症高齢者などの一時預かり、障害者の就労支援など、地域の実情に合わせて様々な活動が行われております。
- 誰もが利用できる集いの場の提供や訪問などを通じて、ニーズの把握や掘り起しができ、世代間の交流などによる高齢者の生きがいづくりだけでなく、介護予防、高齢者・障害のある人の社会参加などにもつながっています。また、サービスの担い手として、地域の雇用の場ともなっています。
- あったかふれあいセンターが地域課題やニーズに柔軟に対応できる小規模多機能支援拠点として継続していくためには、民生委員・児童委員や老人クラブ、ボランティアなど、住民や関係機関の参画による官民協働の運営協議会等の整備が重要です。  
このため、平成27年度から運営協議会の開催が義務付けられていますが、一部に住民参加が実現していないところがあります。
- また、あったかふれあいセンターを支援する国の恒久的な制度の確保に向け、国に政策提言を行ってきました。その結果、平成25～26年度のセーフティネット支援対策等事業費補助金による安心生活基盤構築事業や、平成27年度の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金の中のメニューである「小さな拠点」に、あったかふれあいセンターのスキームが取り入れられまし

た。

- 加えて、平成27年4月施行の介護保険法の改正では、要支援者に対する訪問介護・通所介護が市町村の実施する地域支援事業に平成29年4月までに移行されることになりました。  
この改正では、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、民間企業、シルバー人材センターなど多様な主体がサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりも推進していくこととされており、「生活支援コーディネーター」や「協議体」などの推進体制を整備することが必要となっています。
- あわせて、平成27年4月からは、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、既存の制度を組み合わせながら自立に向けた支援を行う生活困窮者自立支援制度も本格施行となり、地域福祉活動の基盤を活かした地域の生活困窮者のニーズの掘り起こしや、就労支援に向けた新しい資源の開発など、生活困窮者支援を通じた地域福祉の推進が必要となっています。
- このような地域福祉を取り巻く制度の変化に的確に対応し、活用することによって、あったかふれあいセンターをより進化・発展させていくことが求められています。
- 更には、集落機能の維持や地域活動の担い手の確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた集落活動センターの取組が、平成24年度のスタート以後、県内各地に広がってきています。

## 取組の方向

- ◎あったかふれあいセンターなどが、小規模多機能支援拠点としての活動の充実や、介護保険事業等を積極的に活用した機能強化を図ることができるよう、進化・発展を目指した取組を推進します。
- ・今回の介護保険制度の見直しの基本理念と、あったかふれあいセンターの目的や活動内容とが重なる部分も多く、サービス資源の少ない中山間地域等において、あったかふれあいセンターがこれまで培ってきた基盤やサービス提供実績を生かし、リハビリテーションの視点も取り入れたプログラムの提供や認知症カフェの設置等、地域の実情に応じた介護予防・生活支援などのサービスを提供。
- ・高齢者の社会参加を促進することで、活動を行う高齢者の介護予防だけでなく、高齢者がサービスの担い手として活躍できるような地域づくりの推進。
- ・インフォーマルなサービスの提供主体として、収益活動の拡充も含めて地域ニーズへの柔軟な対応。
- ・生活困窮者についての情報をキャッチできるほか、生活リズムを整えたりコミュニケーション力などを身に付けるといった就労準備支援の機能を果たすことも可能であり、生活困窮者支援を通じた地域づくりの推進。
- ・高齢者・障害のある人などの見守り支援や、生活課題への対応などの地域の支え合い活動、生活困窮者の社会参加の促進などを行う地域福祉活動を推進する拠点（以下、「地域福祉の拠点」という。）としての機能の維持・充実。
- ◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点を、生活圈域など地域の実態を踏まえて、整

備するよう進めます。

◎あったかふれあいセンターの機能強化のため、地域福祉コーディネーターやスタッフの育成・強化を進めます。

◎あったかふれあいセンターの住民や関係機関との官民協働の運営体制づくりを更に進めます。

◎市町村の地域福祉計画と市町村社会福祉協議会の地域福祉活動計画の進捗管理やPDCAサイクルによる見直しへの支援を通じて、あったかふれあいセンターなどによる地域福祉活動を推進します。

◎あったかふれあいセンターと集落活動センターとの一体的な取組を推進します。

## 県の具体的施策

◎地域福祉の拠点としてのあったかふれあいセンターなどの整備と機能の充実・強化を推進します。

- ・あったかふれあいセンターの運営に対する財政的支援とともに、地域の支え合い活動の推進やセンターの機能強化に向けた取組に対する助言等を行う。

特に、介護保険制度の見直しなどを活用した介護予防の取組や、今後増加が予想される認知症の方やその家族などが集まる場づくりなどの取組を支援する。

- ・地域福祉の視点を持ち、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して、地域福祉コーディネーターとスタッフの育成を行う。
- ・地域福祉計画と地域福祉活動計画の実践活動や改定作業への支援を行う。
- ・恒久的な制度化の実現のため、国への政策提言を行う。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
あったかふれあいセンターの整備（設置箇所数）	29 市町村 （41 か所）	サテライトを含めて旧市町村（平成の合併前）単位に1か所以上	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターの運営協議会の設置	41 か所	すべての拠点の運営協議会に住民が参画	地域福祉政策課
地域福祉コーディネーター及びスタッフの育成（段階に応じた研修の実施）	年5回	年5回以上	地域福祉政策課
地域福祉計画の見直し（市町村数）	—	34 市町村	地域福祉政策課
地域福祉活動計画の見直し（市町村社協数）	—	34 市町村社協	地域福祉政策課

## ② 地域福祉の拠点における支え合いの仕組みづくりと実践活動

### ア 福祉サービスの現状と住民参加による新たな支え合いの仕組みづくり

#### 現状及び課題

- 地域では住民同士の支え合いの力が弱まってきており、今後、住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らしていくためには、住民参画による新たな支え合いの仕組みづくりが引き続き大きな課題となっています。
- 本県は人口減少と少子高齢化が全国より先行して進んでいます。特に、中山間地域では、過疎化・高齢化が進んでおり、例えば昭和35年と平成22年の人口を比較すると、県全体では約10.5%の減少率ですが、中山間地域では約42%と大きく減少しています。
- また、集落数は平成17年が2,531集落であったのに対し、平成22年には、2,537集落と、ほぼ横ばいである一方で、9世帯以下の集落数は、平成22年には246集落と、平成17年調査時より55集落増加しています。(旧高知市を除く。)
- こうした中、平成23年度に地域づくり支援課が実施した「高知県集落調査」では、次のような集落の実態が明らかになりました。

#### 【集落活動】

- ・ 集落の自治活動は続いているが、若者を主体とした活動は低調となっており、後継者も不足してきている。
- ・ 集落活動に対する住民意識は高くほとんどの方が協力的だが、年齢が高くなると、体力的な理由から参加できない現状がある。
- ・ 約75%の集落代表者が、10年後には集落が衰退または消滅すると予想するなど、集落の将来に不安や危機感を抱いている。

#### 【生活（生活環境、安全・安心）】

- ・ 自家用車での移動がほとんどであるが、75歳以上の高齢者になると自分で運転する方が減少することから、移動手段の確保について検討の必要がある。
- ・ 食料品や飲料水の確保について、施設や人材の不足が課題となっている。
- ・ 約半数の集落では、見守り活動が機能しているものの、人手不足や支え合いの弱まりが課題となってきた。
- ・ 防災への備えや、防犯のための情報共有の仕組みづくりが必要となってきた。

#### 【産業】

- ・ 多くの集落では、一次産業、特に林業の衰退が顕著で、「担い手の確保」が最大の課題となっている。
- ・ 6割を超える集落で、耕作放棄地や手入れされていない山林が見られる。
- ・ 9割を超える集落で、野生鳥獣による農林業被害があり、日常生活にも影響が及んでいる。



- 以上のように、集落調査では、人口減少や高齢化の進行に伴う中山間地域の様々な課題が浮き彫りになった一方で、集落代表者の93%が地域への愛着や誇りを持ち、76.7%の方が今いる集落で暮らし続けたいとの思いを持っていることが明らかになりました。
- こうした中山間地域の課題を解決し、住民の皆さまの思いを実現していくためには、近隣の集落との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりが重要です。
- 本県では、平成24年度から、集落機能の維持や地域活動の担い手確保等、中山間地域が抱える課題を解決するため、住民主体で集落同士の連携により、地域の支え合いや活性化に向けた仕組みづくりを行う集落活動センターの整備を進め、県内各地に拡がってきています。

## 取組の方向

- ◎市町村や市町村社会福祉協議会と連携して、あったかふれあいセンターはもとより、地域の方々、民生委員・児童委員、老人クラブなど、官民協働で地域の実情やニーズに応じて、住民のマンパワーを活かしながら新しい支え合いの仕組みづくりを進めます。
- ◎それぞれの地域の課題やニーズに即した仕組みづくりを推進するため、あったかふれあいセンターや集落活動センター、介護保険制度の生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組、その他生活、福祉、産業、防災等それぞれの分野とが連携した総合的な取組となるよう、市町村を支援します。
- ◎中山間地域の住民の皆さまが安心して暮らし続けることができるよう、市町村と連携しながら、地域の方々とともに、集落活動センターなどの集落の維持・再生に向けた拠点づくり、仕組みづくりを進めるとともに、生活用水や移動手段の確保等、生活支援の取り組みを推進します。
- ◎あったかふれあいセンターと集落活動センターとの一体的な取組を推進します。

## 県の具体的施策

- ◎集落活動センターの取組への支援を行います。
- ◎集落活動のサポートをはじめ、福祉や生活面でのサービスの仕組みと、利益を上げる経済活動の仕組みを組み合わせ、持続可能な住民主体の地域運営のシステムを確立するといった、あったかふれあいセンターと集落活動センターとの一体的な取組を推進します。
- ◎中山間地域の人々が安心して暮らし続けることができる生活環境を築くため、生活用品や生活用水、移動手段の確保等に向けた取組への支援を行います。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
集落活動センターの取組の推進（開設数）	18ヶ所 (6月末現在)	(調整中)	中山間地域対策課
移動手段の確保のための取組の推進 (取組市町村数)	30市町村	34市町村	中山間地域対策課

## イ 推進体制と実践活動、活動の評価

### 現状及び課題

- 誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、あったかふれあいセンターなどの拠点を中心に、官民協働による新たな支え合いの仕組みの実践と、住民参画による推進体制が非常に重要です。
- また、実践活動を定期的に評価・見直しをしていくことで、より地域の実情やニーズに応じた取組につなげていくことが重要です。

### 取組の方向

- ◎住民参画による官民協働の推進体制の整備を進めます。
  - ・地域福祉アクションプランの進行管理の会等を通じたPDCAサイクルによる推進体制を進めます。
  - ・あったかふれあいセンターの運営について住民の参画を得て協議する会（運営協議会）の設置による官民協働の推進体制を進めます。

### 県の具体的施策

- ◎住民のマンパワーを活かした住民参加の支え合いの仕組みづくりと活動の推進体制の整備などについて、職員による支援を行います。
- ◎地域福祉コーディネーターや、民生委員・児童委員などの福祉を支える担い手の育成を図るため、高知県社会福祉協議会と連携して研修会を開催します。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
地域福祉計画の進行管理のための会の開催状況	16 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
地域福祉活動計画の進行管理のための会の開催状況	16 市町村 社協	34 市町村 社協	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターの運営協議会の設置 (再掲)	41 力所	すべての地域福祉の 拠点	地域福祉政策課

### ③ 小地域の福祉活動の推進

#### ア ふれあいサロン活動などの普及

##### 現状及び課題

- 小地域の福祉活動としては、地域の集会所などを活用して、市町村社会福祉協議会や地域住民などが主体的に運営する「ふれあいサロン」があります。県内の設置箇所数は、平成21年には818か所でしたが、平成●年には●か所と増加しています。
- あったかふれあいセンターについても、平成27年度末で29市町村41か所、サテライトを含めると約230か所で集い等が実施されており、より住民に身近なところでサロン活動に取り組んでいます。
- 高齢者などが身近で気軽に集えることで、生きがいづくりや地域の交流の場所として、また、ひきこもりの防止などの大きな役割を果たしています。
- しかし、中山間地域など一部の地域では、サロンの開催場所まで行けなくなったことで利用者が減少したり、サロン運営の担い手がないことで活動が衰退し、交流の機会が少なくなった地域もあります。
- 住民が参加しやすく身近なふれあいサロンなどの活動は、触れ合いや交流の場としての役割はもちろんですが、地域コミュニティの再生強化にもつながります。併せて、住民ニーズや生活課題を把握するうえでも重要な役割を担っていることから、ふれあいサロンなどの小地域での集いの場づくりと、その活動が継続される仕組みづくりが必要です。

##### 取組の方向

- ◎ あったかふれあいセンターのサテライト機能を、住民が身近な場所で集える場として整備していきます。
  - ・ 地域のニーズに応じて、小地域での集いの場づくりを進めます。
  - ・ あったかふれあいセンターなどが、住民主体で行っているサロンなどの活動のサポートや、交流の場づくりも行うことで、活動の活性化や継続的な活動につなげるとともに、担い手の育成を進めます。

#### イ 住民主体の介護予防の推進

##### 現状及び課題

- 日本一の健康長寿県構想を進めていくうえで、高齢者の介護予防の取組は非常に重要です。
- 介護保険制度の改正により、予防給付の訪問介護及び通所介護について、地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施することができる新しい介護予防・日常生活総合事業へと、全ての市町村で平成29年4月までに移行を開始することとなります。更に介護予防事業についても見直しが行われることから、地域における介護予防の取組の強化が必要です。通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリテーション専門職等の関与による、自立支援に資する取組の推進も必要となっています。
- 小地域でのサロン活動などは、住民主体で介護予防や健康づくりに取り組む拠点として非常に

有効です。また、そのような取組をお世話役のボランティアの方などが支援することによって、相互のつながりができ、声かけや誘い合いといった支え合いの活動のきっかけづくりとしても期待できます。

- 県内では、高知市をはじめ、各地域で100歳体操などの介護予防や健康づくりの取組が行われています。
- 県では、高齢者が取り組みやすい運動方法などを取りまとめた介護予防手帳を作成、配布していますが、今後、介護予防手帳を活用して地域福祉の拠点や地域リーダーなどと連携して住民主体の介護予防の取組を更に進めていくための内容の充実が必要です。

## 取組の方向

- ◎介護予防や健康づくりに取り組む住民の意識の啓発と醸成を図ります。
- ◎介護予防の地域リーダーの育成を支援するとともに、介護予防手帳などを活用して、住民主体の介護予防の取組を進めます。
- ◎地域における介護予防の取組を強化します。

## 県の具体的施策

- ◎地域福祉の視点を持って、集いの場や訪問活動などから相談支援や地域のニーズ把握、生活課題への対応が行えるよう、高知県社会福祉協議会と連携して研修を行うことで、地域福祉コーディネーターなどを育成します。
- ◎市町村や高知県社会福祉協議会などと連携し、県民に対してサロンなどの活動状況を広報することで、サロン活動などの普及に取り組めます。
- ◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点が、小地域の活動をサポートするとともに、活動の交流の場を設け、継続的な取組となるよう支援します。
- ◎地域リーダーを中心とした地域の介護予防や健康づくりの仕組みづくりを行う市町村を支援します。
- ◎高知県版介護予防手帳の見直しを行い、健康に関する情報や介護予防の必要性、取組方法などを広く普及します。
- ◎通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などへのリハビリテーション専門職等の関与を進めることで、自立支援に資する取組を推進します。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
介護予防に関する地域リーダーの育成 (育成保険者数)	27 保険者	30 保険者	高齢者福祉課
介護予防手帳の活用 (活用保険者数)	27 保険者	30 保険者	高齢者福祉課

## (2) 安全で安心して暮らせる地域づくりの推進

### ① 地域福祉活動を支える仕組みづくり

#### ア 市町村における相談窓口の機能強化

##### (ア) 市町村における相談窓口の機能強化

###### 現状及び課題

- 市町村では、高齢者や障害のある人、児童、ひきこもり状態にある方やその家族、住民の方々などから、保健や医療、介護、福祉サービスをはじめ、日常生活での困り事や気にかかることなど各分野の相談窓口が対応しています。
- あったかふれあいセンターは、地域の困りごとや相談ごとを早期発見し、必要な支援につなげていく拠点として平成21年から整備を進め、平成27年度末の実施市町村は、29市町村41箇所、サテライトを含めると約220箇所となり、各地域に定着してきています。
- また、県では、高知県社会福祉協議会における高齢者・障害者などに関する相談窓口や児童相談所などによる対応、認知症コールセンターや「いのちの電話」、「出会い・結婚・子育て応援コーナー」の設置などのほか、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会の職員、民生委員・児童委員などへの研修の実施、傾聴ボランティアの養成などを通じて、県民が気軽に相談できる体制づくりを進めています。
- 平成25年度から平成26年度まで実施した「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」では、支援が必要な方を早期に発見し、関係機関が連携して課題解決に取り組む「小地域見守りネットワーク」の構築を推進し、平成26年度末には、全ての市町村でネットワーク会議などが設置されるようになりました。また、市町村社会福祉協議会によるコミュニティ活動の維持・活性化を図る取組も地域の実情に応じて進められるようになっていきます。
- 高齢者福祉の分野では「地域包括ケアシステム」や「地域ケア会議」の推進、障害者福祉の分野では「地域自立支援協議会」や相談支援事業所などを中心としたネットワークづくり、児童福祉の分野では「要保護児童対策地域協議会」を中心とした児童家庭相談のネットワーク、生活困窮者自立支援制度では「支援調整会議」など、分野ごとに関係機関で構成する支援体制の充実が進みつつあります。
- 一方で、近年の生活課題は多様化し、複合化した問題や制度の狭間に位置する問題等について、十分な対応ができていない状況にあります。また、人間関係・社会関係の希薄化により、地域から疎外されている人々の問題はますます顕在化してきており、これには各種の支援・サービスが必ずしも十分行き届いていない状況にあります。
- あったかふれあいセンターや見守りネットワークなどのインフォーマルサービスと、行政、地域包括支援センター、福祉サービス事業所、医療機関等の各分野の専門機関とが、地域の様々な問題に対して連携して対応する重層的な支援体制（地域福祉ネットワーク）の構築が不可欠となっています。
- 特に、様々な分野における最前線の行政主体であり、住民にとっても最も身近な自治体である

市町村と、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会とが連携し、地域住民等からの相談ケースに的確に対応できる体制をコーディネートしていくことが必要です。

地域福祉ネットワークを構築するうえで連携が必要な各分野の相談支援体制

＜高齢者に関すること＞

- 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続するために、介護保険制度による公的サービスのみならず、さまざまな社会資源を本人が活用できるよう、包括的及び継続的に支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たすことが求められています。
- 併せて、保健や医療、介護などの多職種、多機関との十分な連携を図るとともに、多様なニーズに対応していくためには、地域包括支援センターの職員の専門性を高めることが必要です。

＜障害に関すること＞

- 障害のある人の相談窓口である市町村では、障害の様々な特性や個々のニーズへのきめ細かな対応が必要であること等から、専門の相談員のいる相談支援事業所と連携して対応するための体制の充実が必要です。
- 一方、相談支援事業所においては、複数の相談支援専門員を配置することが困難な事業所が多く、相談支援専門員養成研修の継続的な実施や、人材育成の取組が必要です。
- また、地域での生活を支えていくためには、障害福祉サービスだけでなく、日常生活の支援や地域との交流、緊急時の対応などについて、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点や市町村社会福祉協議会、地域の医療機関などと連携して取り組むことが必要です。

＜児童に関すること＞

- 平成17年度から市町村は児童家庭相談の第一義的窓口と位置づけられ、子どもやその家庭に対する支援を適切に行うため、県内全ての市町村に要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置されています。
- 市町村においては、要保護児童対策地域協議会の機能を充実・強化し、地域の関係機関等との緊密な連携のもと、支援を必要とする子どもや家庭を見守るとともに適切な援助を実施することが必要です。

＜自殺を考えるような悩みなどを抱える人やひきこもり状態にある人などに関すること＞

- 自殺を考えるような悩みなどを抱える人のケアにあたる関係機関のネットワークの強化及び地域における人材の育成、関係機関の相談体制の充実を図るため、「自殺予防情報センター」を中心に、地域において各種支援者向け講演会や研修会等を通じて取り組むことが必要です。
- また、ひきこもり状態にある方、その家族からの相談に対応するために、「ひきこもり地域支援センター」を中心に、教育、保健・福祉、市町村、若者サポートステーション等の民間団体など関係機関のネットワークの連携強化を進めるとともに、研修会や講演会を通じて人材育成を行い、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

## 取組の方向

- ◎住民の相談に適切に対応するため、市町村の各分野の相談窓口の専門性の向上と機能強化を図るための研修や専門機関からのアドバイス、先進事例の検討、情報交換会などの取組を進めます。
- ◎地域住民のニーズを早期発見、早期対応していくため、あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点としての機能強化を図るとともに、あったかふれあいセンターや専門機関などとの定期的な情報共有やネットワークの構築などを通じて機能強化を図ります。
- ◎多様な地域の課題に福祉横断的に対応していく体制を構築するため、各分野の相談の第一義的な窓口である市町村と、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。
- ◎高齢者や障害のある人、児童、自殺を考えるような悩みなどを抱える人、ひきこもりの人などを支援する各分野の相談窓口が専門的視点や相談機能を活かし、連携した相談体制を構築することで個々にとらえたニーズを総合的にアセスメントし、必要とするサービスや支援につなげる仕組みづくりを進めます。
- ◎小規模市町村などでは、分野ごとの相談窓口の機能強化が難しいところがあり、福祉分野の相談窓口の一本化や広域での取組などの検討を進めます。

## 県の具体的施策

- ◎住民が信頼して相談できる市町村の各分野の相談窓口の機能強化と専門性を高めるため、研修や先進事例の学習、専門家の助言・指導などの取組を進めます。
- ◎あったかふれあいセンターなどの地域福祉の拠点の相談機能の強化のための研修を実施するとともに、行政、社会福祉協議会、専門機関などとの定期的な情報共有やネットワークの構築などの取組を推進するための助言等を行います。
- ◎高知県社会福祉協議会や市町村、市町村社会福祉協議会、福祉団体などと連携し、住民が身近に相談できる体制づくりを進めるとともに、県民への理解と周知を図ります。
- ◎小規模市町村の各分野の相談窓口の機能強化のための体制づくりについて、助言や広域調整等を行います。

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
地域包括支援センター職員研修（参加市町村数）			
児童家庭相談担当市町村職員研修（参加市町村数）			
傾聴ボランティアの育成（育成ボランティア数）			
こころのケアサポーターの育成（育成サポーター数）			

## (イ) 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築

### 現状及び課題

- 住民が、地域で安心して暮らしていくためには、家族や親族への相談だけでは解決できない悩みなどを気軽に相談できる場所や人が地域で必要です。また、児童虐待や高齢者虐待、自殺対策などへの対応のほか、何か困ったことがあったときに、いつでも身近で気軽に相談でき、必要な支援につなげることができる体制の整備が必要になります。
- 住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、平成26年度に民生委員児童委員協議会会長等へのヒアリングを実施した結果、「行政等につないだ結果を報告してほしい」、「つなぎ先の機関がしっかり対応してくれれば困ることがない」など、事務局や行政に対する意見が多く聞かれ、地域住民や民生委員・児童委員からの相談ケースを必要な支援につなぐ仕組みが十分ではないことが明らかになりました。また、民生委員・児童委員に求められる役割や相談内容が多岐にわたってきていることも影響し、民生委員・児童委員の欠員も生じています。
- 地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会は、社会福祉事業者やボランティアグループなどの団体、組織及び地域住民の参加を得て、地域福祉を推進する中核団体として、ふれあいサロンや見守り活動、独居高齢者への配食サービス、ボランティア学習や社会福祉大会の開催など、それぞれの地域の実情やニーズに応じた活動を展開しています。
- 小規模な市町村社会福祉協議会も多く、事務局職員が1人で地域福祉推進を担当している市町村社会福祉協議会もあり、組織体制の強化による活動の充実が課題です。こうしたことから、県では、平成21年度からのあったかふれあいセンター事業、平成25年度から国の安心生活基盤構築事業、平成27年度から本格施行された生活困窮者自立相談支援事業等を活用し、市町村社会福祉協議会の基盤強化を図ってきました。
- あわせて、平成25年度から26年度にかけて実施した「こうち支え合いチャレンジプロジェクト」、平成27年度からの「地域福祉ネットワーク構築支援事業」において、高知県社会福祉協議会と一体的な支援体制を構築し、市町村社会福祉協議会の活動強化に向けて支援しています。
- 住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めていくためには、市町村社会福祉協議会の役割がますます重要になっており、地域福祉活動計画の実践活動やあったかふれあいセンター事業や生活困窮者自立相談支援事業等を通して、より一層の活動の活性化を図ることが必要です。
- また、地域の多様化する生活課題に分野横断的に対応していくために、地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築が必要不可欠です。そのためには、地域福祉推進の要であり、多くの民生委員・児童委員の事務局も担っている市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化することが必要です。



## 対応の方向

- ◎地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築するため、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化する取組を推進します。
- ◎多様な地域の課題に福祉横断的に対応していく体制を構築するため、様々な分野における最前線の行政主体であり、住民にとっても最も身近な自治体である市町村と、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会との連携体制の強化を図ります。
- ◎市町村社会福祉協議会の理事会や評議員会の機能強化や、事務局職員の資質向上を図るなど、組織体制強化に向けた取組を促します。
- ◎地域福祉活動計画の実践活動や各事業を通して、市町村社会福祉協議会の活動の活性化や相談機能の強化を図ります。
- ◎市町村社会福祉協議会の運営体制を強化するとともに、職員に対する研修機会の提供を進めます。

## 県の具体的施策

- ◎市町村社会福祉協議会の地域のコーディネート力の強化のため、研修や先進事例の学習、助言などの取組を進めます。また、市町村と市町村社会福祉協議会とが連携した相談支援体制を強化するため、高知県社会福祉協議会と連携し各市町村での取組を支援します。
- ◎住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。
- ◎地域福祉の中核団体としての市町村社会福祉協議会が、活動を活性化させるため、市町村社会福祉協議会を支援する高知県社会福祉協議会の取組について、財政支援を行います。
- ◎市町村が策定する地域福祉計画と市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の一体的な実践活動を支援します。
- ◎あったかられあいセンター事業や生活困窮者自立相談支援事業等の事業の充実強化を図ることにより、市町村社会福祉協議会の相談機能の強化を図ります。
- ◎市町村社会福祉協議会の活動強化を図るため、高知県社会福祉協議会が実施する市町村社会福祉協議会を対象とした研修などを支援します。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
地域福祉ネットワークの構築（構築市町村数）			
地域ケア会議の開催（開催市町村数）			
自立支援協議会の開催（開催市町村数）			
要保護児童対策地域協議会の開催（開催市町村数）			
自殺予防・ひきこもり自立支援のネットワークの構築（構築市町村数）			

## イ 地域福祉の拠点における活動の推進

### 現状及び課題

- さらなる高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、2015年と比較し、75歳以上単独世帯が1.26倍、認知症高齢者数が1.45倍と、支援を必要とする高齢者が増加する見込みです。
- 障害のある人が障害福祉サービスを利用する場合には、サービス等利用計画の作成が必須となりますが、本県においては計画の作成率が約52%にとどまる等、障害福祉サービスを必要としている方のニーズ把握や相談体制が十分整っていない現状にあります。
- また、本県の児童相談所が児童虐待と認定し対応した件数は、平成26年度には統計を取り始めて以降最高となり、依然として深刻な状況にあります。
- 自殺で亡くなる方は近年減少傾向にはありますが、毎年200人近い方が自殺で亡くなっている状況で、全国に比較すると高い水準で経過しており、その4割が高齢者であることや、中山間地域で自殺で亡くなる方が多い状況にあります。ひきこもり地域支援センターでのひきこもりに関する相談件数は、平成26年度末で847件となっており、年々増加しています。
- こういった現状の中で、地域の支援が必要な方の早期発見ができるよう、見守りのネットワークや、相談を受けたケースの関係機関へのつなぎ、相談支援の体制整備など、各地域の実情に応じた仕組みづくりを進めていく必要があります。

### 取組の方向

- ◎あったかふれあいセンターなどを地域福祉の拠点として機能強化するため、次のような取組を推進します。
  - ・地域福祉の拠点として、地域の実態や生活の情報などを包括的に把握・整理するとともに、関係機関と情報共有するネットワークを構築し、必要なサービスや支援につなげていくための仕組みづくりを進めます。
  - ・地域福祉の拠点として、見守り活動を行うとともに、身近で気軽に相談できる場の確保や、訪問・相談の機能を充実させることで、個別のニーズにきめ細かく対応していく取組を進めます。
  - ・地域福祉の拠点が、支援が必要な方を早期に専門機関などにつなげる緊急対応の仕組みづくりを進めます。
  - ・地域福祉コーディネーターが、地域の関係機関や核となる支援者と有機的なネットワークを広げ、的確な支援ができるよう市町村が行うケース検討会議に参加することで、地域単位でのきめ細やかな支援体制づくりを進めます。

## ウ 社会福祉法人や企業などの民間団体の社会貢献

### 現状及び課題

- 近年、社会福祉法人や企業などの民間団体による社会貢献活動やボランティア活動への取組が注目されています。
- 特に、社会福祉法人については、社会貢献の一環として、市場で安定的・継続的に供給されることが望めない、地域における公益的な取組が責務として求められています。
- 国の社会福祉法人に対する動向については、平成26年7月4日に開催された「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」や、平成27年2月12日の「社会保障審議会福祉部会報告書」等で、社会福祉法人は、公益性を有する社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、低所得者や生活困窮者の対応など、地域の福祉ニーズに対応することが求められており、今後、この役割をより積極的かつ主体的に果たしていくことが必要とされました。
- 他方、県内の民間の企業・団体による社会貢献に関する具体的な取組として、県と高知県民生委員児童委員協議会連合会と企業などの民間団体との3者による地域見守り協定を締結し、地域の安全安心の見守りに積極的にかかわっていただいている活動もあり、成果が上がっています。
- このように、社会福祉法人や企業などの民間団体が地域社会の一員として社会貢献活動を推進していただく取組も重要です。

### 取組の方向

- ◎社会福祉法人の地域における公益的な取組の一環として、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練（中間的就労）事業などへの参画を促進します。
- ◎地域見守り協定の協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。

### 県の具体的施策

- ◎社会福祉法人に対して、認定就労訓練事業\*\*を周知するとともに、積極的な事業実施を要請するほか、研修会開催等により事業立ち上げの支援を行います。
- ◎地域見守り協定に基づく取組を広く県民にPRすることなどにより、活動の充実・拡大を推進します。

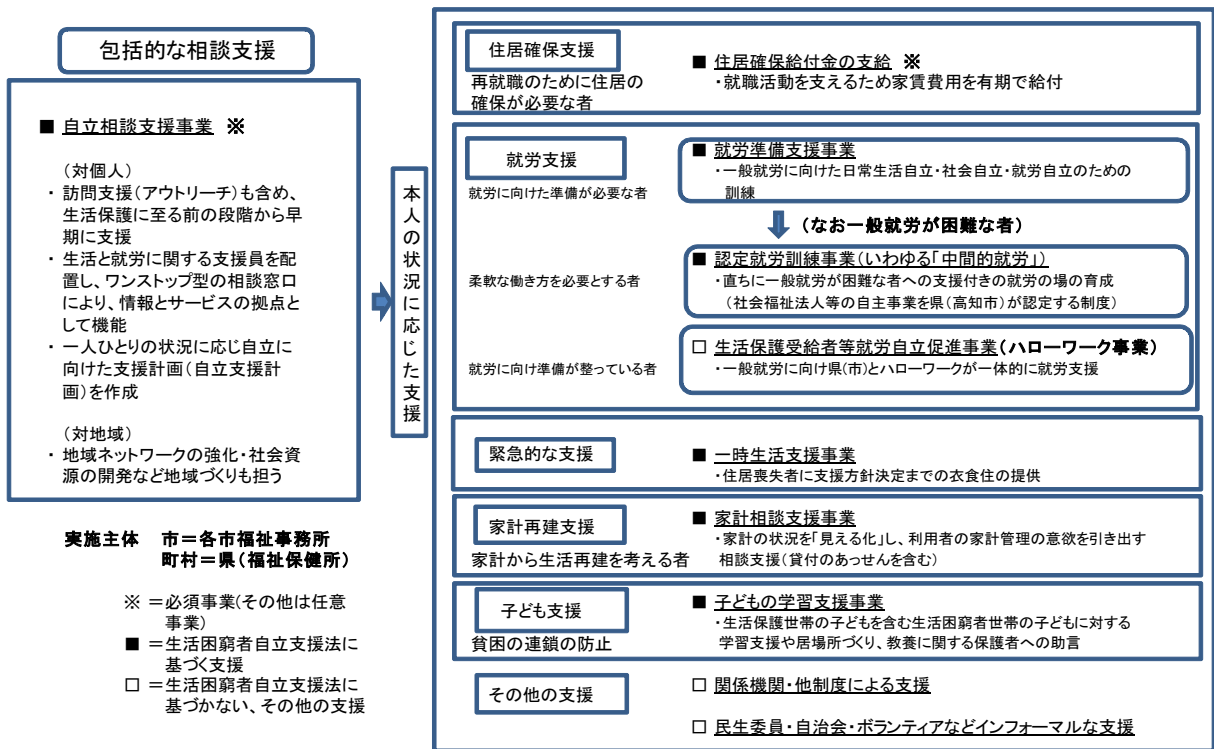
\*\*認定就労訓練事業：一般就労といわゆる福祉的就労との間に位置する中間的就労の形態として位置づけられるもので、直ちに一般就労に就くことが難しく、柔軟な勤務形態が必要な者に支援付きの就業機会を与えることで一般就労（自立）につなげる生活困窮者自立支援施策。

## ② 生活困窮者自立支援の推進

### 現状及び課題

- 生活保護に至る前の生活困窮者を支援する、いわゆる第二のセーフティネット施策の一つとして、生活困窮者自立支援制度が平成25年度からのモデル事業の実施を経て、平成27年4月1日の生活困窮者自立支援法の施行により、全市町村を対象に本格スタートしました。
- 生活保護に至る前に生活困窮者自立支援制度で支援すると同時に、結果的に最低生活が維持できなくなったときには生活保護を適用し、また、保護から自立したときには生活困窮者自立支援制度で支援することにより再度保護を受けなくても済むようにするといった、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用する、生活困窮者対策が求められています。

生活困窮者自立支援制度による支援一覧



- 本県における平成27年3月の被保護者数は20,824人、保護率28.2%(保護統計数値)で、保護率は全国平均の約1.6倍と、高い傾向にあります。また、平成26年度の生活保護に関する相談者数は3,313人(福祉指導課調べ)で、その多くは生活困窮者自立相談支援事業の相談者となり得ると考えられます。
- 更に、県教育委員会小中学校課の集計による平成25年度の要保護児童生徒数は1,332人、準要保護児童生徒数は11,715人で、全児童生徒数に占める就学援助率は25.37%と高く、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの貧困の連鎖の防止が大きな課題となっています。
- 本県では、全ての県民が、住み慣れた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことができる地域づくりとして、「高知型福祉」の推進に取り組んでおり、地域住民からの情報に基づくアウトリーチや、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア等のインフォーマルな

支援が重要視されている生活困窮者自立支援制度についても、「高知型福祉」の推進の一環として取り組むことが必要です。

- 県は、23 町村における事業実施主体であり、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給のほか、任意事業として就労準備支援事業、認定就労訓練事業、家計相談支援事業、子どもの学習支援事業に取り組んでおり、自立相談支援事業では、県内5か所の福祉保健所を通じて管内町村社会福祉協議会に委託することで、生活困窮者が各々の在住町村で相談に赴き、支援が受けられる官民協働体制を構築しています。
- また、11 市においては、平成 27 年度は、9 市が市社会福祉協議会、1 市が NPO 法人に自立相談支援事業を委託（残る 1 市は直営）し、相談と支援の官民協働体制を構築しています。
- 市福祉事務所及び県福祉保健所を通じて扱われる生活保護受給者等就労自立促進事業は、ハローワークが実施している有力な就労支援ですが、この事業は、自立相談支援機関を通じて生活困窮者にも適用されることから、市福祉事務所及び県福祉保健所、自立相談支援機関とも、ハローワークとは緊密な連携関係にあります。
- こうした中、一部の市においては、任意事業に取り組めていないという課題があります。
- また、生活困窮者の自立には、就労を実現させ、安定的収入を確保していくことが不可欠である一方、中山間部の町村ではハローワークで求職しても地元での求職がなく、就労支援が就労実現による自立につながり難いという課題があります。
- なお、生活困窮者自立支援制度と連携することとなった生活福祉資金貸付制度（実施主体：高知県社会福祉協議会）については、貸付件数が平成 19 年度は 71 件だったものが、社会情勢の影響により、平成 21 年度以降大幅に増加しましたが、平成 22 年度の 526 件をピークに、平成 26 年度には 208 件に減少しています。
- 高知県社会福祉協議会からの委託により市町村社会福祉協議会が扱う生活福祉資金貸付事業のうち、総合支援資金と緊急小口資金の貸付けについては、自立相談支援事業を活用し、関係機関からの継続的な支援が受けられることが要件とされています。生活福祉資金貸付制度と自立相談支援事業や家計相談事業等との連携により支援体制を構築し、単なる資金貸付でなく、生活に困窮する方が自立に向けて制度を活用できるような取組をこれまで以上に進めていくことが必要です。

## 取組の方向

- ◎生活困窮者が在住市町村で相談に赴き、支援が受けられる自立相談支援体制を構築します。
- ◎生活困窮者の把握と支援実施の両面において、県、市町村のみならず、地域の民間機関、団体、住民との連携による官民協働の相談支援体制を構築します。
- ◎地域における見守り活動や支え合い活動の活性化と促進に資することができる官民協働体制を構築します。

### 県の具体的施策

- ◎県内の全ての市において、早期に全ての任意事業に取り組むことができるよう、必要な助言と技術支援を行います。
- ◎自立相談支援事業における官民協働の取組を充実・発展をさせることにより、地域ネットワークの強化から社会資源開発まで手掛けることができるよう取り組むことで、地域づくりにつなげていきます。
- ◎地域での社会資源開発の一環として、生活困窮者の就労実現に向けて地元での就労促進を図るため、生活保護就労支援員と自立相談支援機関の自立相談支援員が協働して各地域での求職情報を集約し、求職者に紹介ができるよう、求職情報システムの構築に努めます。
- ◎生活困窮者自立支援制度と生活福祉資金貸付事業との連携を推進し、生活福祉資金の適正な貸付、遅滞のない返済に向けた償還指導を行う体制を構築します。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
自立支援調整会議の開催（開催機関数）			
全ての任意事業の実施（実施市数）			

### ③ 地域福祉活動と防災・減災対策との一体的な推進

#### ア 自主防災の組織づくりと活動の促進

##### 現状及び課題

- 人口減少と少子・高齢化が進む中で、地域での助け合いなど、相互扶助の力が弱まっています。平成 26 年度の県民世論調査でも、地域の支え合いの力が弱まっていると感じている方が 45.7%となっています。
- 一方、南海トラフ地震への備えや局地的な自然災害などに対応していくためには、各地域で自治組織や学校区などを基盤とした自主防災の組織づくりによる共助の活動を推進していく必要があります。
- 県内の自主防災組織数は、平成 27 年 4 月 1 日現在 2,735 組織で、県全体の組織率は 92.7%となっています。市町村別に見ると、17 市町村が組織率 100%を達成していますが、2 市町村では組織率が 90%以下となっています。
- 市部と町村部を比較した場合、その組織率は町村での組織率が高くなっています。
- 組織化が遅れている(組織率 90%未満)市町村は、高知市(組織率 88.3%)、香南市(89.2%)の 2 市となっています。こういった人口密集地域である市部での組織率向上が組織率 100%達成の課題となっています。

##### 取組の方向

◎自主防災組織の育成・整備を進めます。

- ・地震発生時の対応を想定し、防災訓練の意義を認識した、より実践的な自主防災組織活動への理解を浸透させるための啓発活動を推進します。
- ・自主防災組織率の向上や防災活動の活性化に向けて、近隣の既存自主防災組織と連携した取組を促進します。
- ・自主防災組織と地域に根ざした関係機関(学校、市町村社会福祉協議会など)との連携の強化により、幅広い防災活動の実践を目指します。

◎南海トラフ地震対策をはじめとする様々な防災対策を効率的、効果的に進めるための検討を行います。

##### 県の具体的施策

- ◎県内の南海トラフ地震対策推進地域本部を通じて、組織化が遅れている地域に重点的に自主防災組織への参加を呼び掛けるなどの取組を強化します。
- ◎既存の自主防災組織に対しては、引き続き自主防災組織の活動を活発にし、地域防災力の向上を図るため、実践的な避難訓練や防災点検の取組を継続的に実施することに加え、県で作成した「自主防災活動事例集」を参考にし、防災意識の向上を図ります。
- ◎「高知県南海トラフ地震対策推進週間(毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日)」内の日曜日に行っている「県内一斉避難訓練」への参加を呼び掛けるほか、自主防災組織の人材を育成するため、避難所運営の訓練など、実践的な訓練を行うための研修を開催します。

◎こうち防災備えちよき隊を学習会の講師や防災点検のアドバイザーとして地域に派遣し、自主防災組織の活動が活発になるよう支援します。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
自主防災組織率の向上（自主防災組織率）	92.7%	100%	南海トラフ地震 対策課



## イ 災害時要配慮者の支援の仕組みづくり

### 現状及び課題

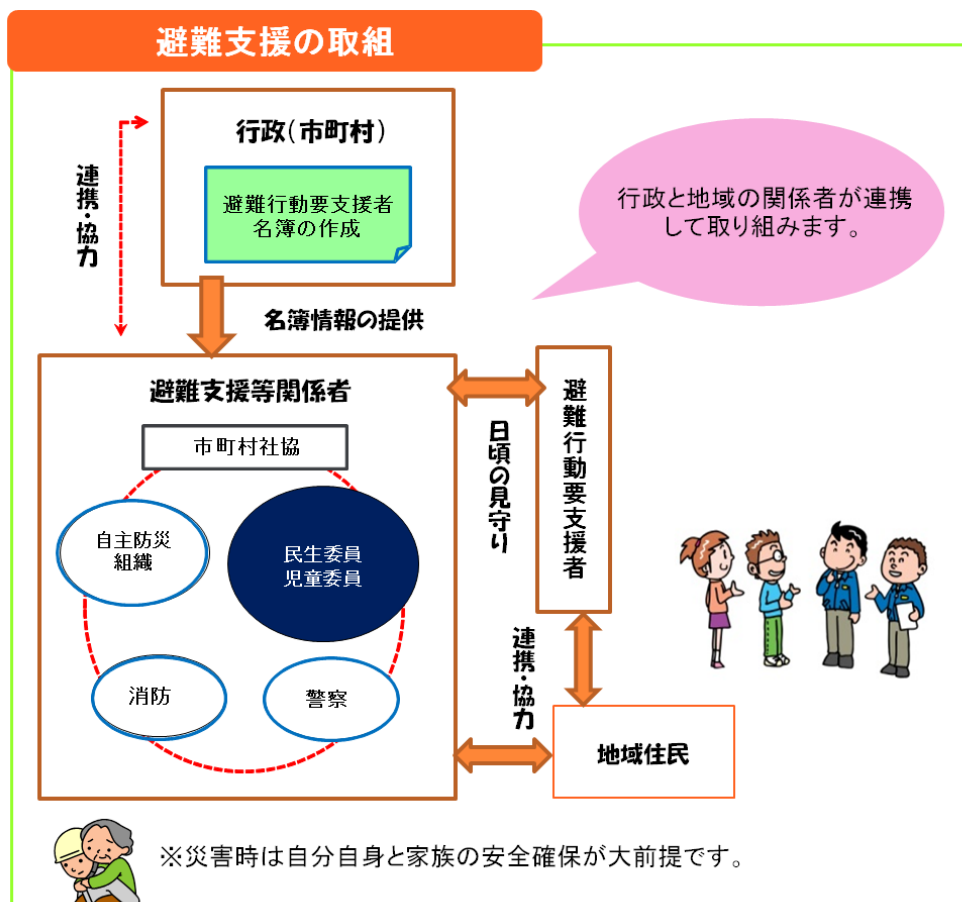
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、高齢者や障害のある人などや消防関係者、民生委員・児童委員など、多くの支援者が犠牲となりました。この教訓を踏まえて、実効性のある避難支援が行われるよう、平成26年4月1日に改正災害対策基本法が施行されました。
- 改正災害対策基本法では、高齢者や障害のある人など配慮が必要な方（要配慮者\*）のうち、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者†）の名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難行動要支援者ご本人から同意を得られた名簿情報は、平常時から災害に備えて避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等）に提供することができることとなっています。
- 提供された名簿情報は、地域住民が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定や、個別計画に基づいた訓練を行うなど、日ごろからの避難支援対策に活用されることとなり、また災害時には、名簿情報や個別計画を活用した支援が可能となります。
- こうした制度の改正を踏まえ、内閣府においては、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が作成されました。
- また、県においても、国の制度改正や南海トラフ地震対策等に対応するため、平成25年度に、市町村向けの取組指針「災害時における要配慮者の避難支援ガイドライン」を作成するとともに、避難支援者向けに「避難支援の手引き」、県民向けに「概要版リーフレット」を作成し、取組の周知等を行っています。
- こうした中、平成26年度中に県内全市町村で名簿が作成され、平成27年度からは名簿情報に基づく個別計画の作成及び避難訓練に必要な経費を市町村に対し補助するなどにより、地域での取組を支援しています。
- また、災害が発生したときに一般的な避難所では生活に支障がある方を対象に特別な配慮がされた「福祉避難所」の指定数は、平成23年当時は3市町村4カ所でしたが、平成27年3月時点では33市町村163施設、受入人数8,093人となり、着実に増加しています。
- しかし、避難行動要支援者数などに比べると、福祉避難所の整備状況はまだ十分ではありません。
- 県では、福祉避難所の指定促進及び機能強化のため、福祉避難所の備蓄物資や機材、備蓄倉庫等に対する助成や、地域住民との連携により運営できる体制づくりのための「福祉避難所運営訓練マニュアル」の作成等の取組を行ってきました。
- 今後も、南海トラフ地震における要配慮者のための備えの整備に向け、引き続き指定を促進するとともに、福祉避難所の運営体制づくりを進めることが求められます。

\*要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要するものとされています。（災害対策基本法第8条第2項第15号による）

†避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者とされています。（災害対策基本法第49条の10第1項による）

## 取組の方向

- ◎行政と、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などの避難支援等関係者が一体となって、個別計画の作成等に取り組むことで、日ごろの見守りのネットワークが、いざという時には災害支援のネットワークとしての機能を発揮できるよう支援を行います。
- ◎福祉避難所の指定促進・機能強化とともに、災害発生時に福祉避難所の運営が円滑に行えるよう、各市町村における取組を推進します。



※1 要配慮者… 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者

※2 避難支援等関係者… 消防機関、警察、民生委員、市町村社協、自主防災組織関係者



### 県の具体的施策

- ◎担当者会やブロック別研修会の開催や市町村訪問などを通じて、地域防災計画に基づく避難行動要支援者名簿の作成・更新や、地域が中心となった個別の避難計画（個別計画）の策定と、日ごろの見守りなどの地域福祉活動とが一体的に進むよう、市町村を支援します。
- ◎福祉避難所に最低限必要な物資等の購入助成を市町村に対して行うとともに、平成26年度に作成した「運営訓練マニュアル」を活用し、施設・事業者、地域住民、行政が一体となって運営を行える体制づくりを支援します。
- ◎災害時において、要配慮者に対する緊急的な対応が行えるよう、官民協働により、専門職の確保など県内の災害福祉支援体制の検討・構築を行います。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32年度	担当課
名簿情報に基づく個別計画を地域主体で策定し、更新していく市町村の体制づくり	0市町村	34市町村	地域福祉政策課

### (3) 福祉を支える担い手の確保・育成

#### ① 福祉人材センター、福祉研修センターなどによる福祉を支える人づくり ア 福祉専門職の確保・育成

##### 現状及び課題

- 高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大によって、平成 37 年には約 900 人の介護人材が不足すると推計されており、介護人材の安定的な確保と定着率の向上が重要な課題となっています。
- 福祉分野の仕事は、収入が少ない割に内容がハードだといったイメージが先行して、人材の確保が厳しい状況にあります。
- また、近年、複雑・多様化している福祉サービスのニーズには、より高い専門性とサービスの質が求められており、福祉専門職の資質の向上が必要です。
- 県では、多様な人材の確保策として、福祉人材センターのマッチング機能強化を図り、福祉研修センターやハローワーク等との連携を強化するとともに、若い世代をターゲットとした福祉の仕事への理解促進を図る広報啓発を行っています。
- このため、人材の定着・育成のため、福祉研修センターにて体系的・計画的な研修を実施していますが、小規模事業所では、研修に職員を参加させることが難しいといった状況などがあるため、より幅広い施設・事業所からの参加を進める必要があります。

##### 取組の方向

- ◎多様な人材の参入促進を図るため、福祉人材センターの体制・機能を更に強化するとともに、福祉人材センターと福祉研修センターとの連携強化、ハローワークや高知家の女性しごと応援室など関係機関との連携を推進し、求職者に合わせた職場開拓や職場体験のコーディネート、職員が定着できる職場環境づくりへ指導、助言を行うなどマッチング機能の強化を図ります。
- ◎他職種への人材流出を防止するため、引き続き、福祉研修センターにおいて体系的・計画的な研修を提供し、福祉サービスの質の向上に向けたプログラムの充実を図ります。また、より多くの施設・事業所の職員が研修に参加できるよう、県において研修参加に係る代替職員の派遣を行うとともに、国のキャリア形成促進助成金などの支援制度の積極的な活用を推進します。
- ◎キャリア教育による中・長期的な人材の育成やイメージアップを図るための広報活動を行うなど、福祉分野の仕事に対する普及啓発の充実・強化を行います。
- ◎介護人材の安定的な確保のため、地域医療介護総合確保基金を活用し、関係機関や民間等からも広く事業提案を募り、参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善などに引き続き取り組みます。

### 県の具体的施策

- ◎福祉人材センターの体制を強化し、求職者に合わせた職場開拓や職場体験のコーディネートを行うなど、マッチング機能の強化を図ります。また、ふくし就職フェアの開催、ハローワークでの出張相談やセミナーの開始など、新規参入者や潜在的有資格者に対する就労促進策を強化します。
- ◎福祉研修センターにて、体系的・計画的な研修を実施するとともに、多くの職員が研修に参加できるよう、研修参加にかかる代替職員の派遣を行います。
- ◎福祉・介護の仕事の魅力である「楽しさ」や「奥深さ」を広くPRするため、介護に関するテレビ番組の放映、学生や学校関係者へのパンフレット配布、広報啓発のイベントを開催します。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
県内で必要となる介護人材の確保	13,702 人	15,312 人	地域福祉政策課

※現状・目標ともに、厚生労働省の介護人材受給推計ワークシートに基づき推計した数値。

## イ 地域福祉の視点をもった専門職などの育成

### 現状及び課題

- 高齢者や障害のある人などが地域で安心して暮らし続けるためには、保健・医療・福祉・介護の専門職が連携して、地域や要配慮者の情報を共有し、地域福祉の視点を持って連携して支援を行うことが重要です。
- 現在、高齢者や障害のある人などの要配慮者、家族、住民活動などへの支援やサポートは、保健師や地域包括支援センター、社会福祉協議会、ケアマネジャー、医療関係者などが必要に応じて連携した支援を行っていますが、こうした取組をさらに充実・拡大する必要があります。
- また、あったかふれあいセンターでは、関係機関のネットワークの構築、地域での支え合いの仕組みづくりを推進する役割を担う地域福祉コーディネーターや、基本機能の提供を担うスタッフをそれぞれの拠点で活動しており、平成27年度には、29市町村41か所で地域福祉コーディネーターが43人、スタッフ134人が配置されています。介護保険制度の見直しによる新しい地域支援事業や、生活困窮者自立支援制度における役割も期待される中、より地域の実情に応じた課題解決を担えるよう、機能強化していくためには、更なる職員の資質向上が必要です。
- このように、保健・医療・福祉・介護の専門職や、あったかふれあいセンター、社会福祉協議会といった地域福祉に携わる職員などが、地域に対する共通認識を持ち、役割分担と連携によって効率的な支援を行うことが重要です。

### 取組の方向

- ◎地域福祉アクションプランの進行管理や、あったかふれあいセンターなどの取組を通じて、地域支援を行う保健師と地域包括支援センター、社会福祉協議会と、ケアマネジャーなど地域にかかわる様々な専門職が、地域課題や地域資源の活用など地域に対して共通認識を持ち、課題解決の手法を検討するための場づくりを進めます。
- ◎あったかふれあいセンターに従事する地域福祉コーディネーターやスタッフの資質向上のための人材育成を進めます。

### 県の具体的施策

- ◎地域福祉アクションプランの進行管理や、あったかふれあいセンターの事業計画書作成などの取組を推進することにより、地域支援を行う関係者が地域に対する共通認識を持ち、課題解決の手法を検討するための場づくりを進めます。
- ◎高知県社会福祉協議会と連携し、あったかふれあいセンター職員の資質向上のための人材育成研修を実施します。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
地域福祉アクションプランの進行管理のための会の開催状況	16 市町村	34 市町村	地域福祉政策課
あったかふれあいセンターの事業計画書作成状況	41 力所	すべてのあったかふれあいセンター	地域福祉政策課
あったかふれあいセンター職員研修コーディネーター研修の受講率	87.1%	100%	地域福祉政策課
あったかふれあいセンター職員研修スタッフ研修の新任職員の受講率		100%	地域福祉政策課

## ウ 地域福祉の担い手の育成とボランティア活動の普及

### 現状及び課題

- 県内のいくつかの市町村では、民生委員・児童委員の活動を支援する福祉委員等を設置したり、地域福祉アクションプランの実践等を通じた住民活動の担い手づくりを行ったり、市町村社会福祉協議会が中心となった地域福祉の担い手の育成が行われています。
- 他方、高知県社会福祉協議会が設置している高知県ボランティア・NPOセンターでは、ボランティアやNPOに関する啓発や相談、情報提供をはじめ、福祉教育・ボランティア学習の推進、災害ボランティアセンターの体制づくり支援を行うなど、関係機関と連携し、ボランティア活動やNPO活動の普及に取り組んでいます。
- ボランティア・NPOの情報発信や情報提供の取組としては、活動をしたい人と参加してほしい団体などのマッチングや活動支援情報の提供を行うインターネットサイト「ピッピネット」の運用を行っています。現在、このピッピネットには、650近くの団体が登録され、随時、団体の追加や情報の更新を行っています。ピッピネットの認知度を高めることやボランティアのマッチング状況の把握が課題となっています。
- また、市町村社会福祉協議会などに対し、南海トラフ地震に備え、全市町村が自力で災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げることができるよう支援が進められています。
- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、民生委員・児童委員や住民の方々が地域福祉の担い手となるよう育成していくとともに、ボランティア活動の普及などによる地域課題などの解決に向けた取組を更に進める必要があります。

### 取組の方向

- ◎民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、事業者などをはじめ、地域福祉の担い手となる人材の育成を推進します。
- ◎各市町村において、地域の担い手の育成やネットワーク化などを行うコーディネーターが設置されるよう取り組みます。
- ◎地域における福祉教育・ボランティア学習を推進します。
- ◎ボランティア活動の参加促進につなげるため、県民へのボランティアに関する情報の発信や周知・広報を充実させます。
- ◎ボランティアやNPOの活動が、地域の実践活動につながる環境づくりを推進します。



## 県の具体的施策

- ◎市町村社会福祉協議会や市町村が行う地域福祉の担い手の育成のための取組を高知県社会福祉協議会と連携し、支援します。
- ◎介護保険制度の見直しによる新たな地域支援事業を活用し、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の育成やネットワーク化などを行う生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の全市町村における設置を推進します。
- ◎ボランティア活動の促進を図るため、高知県社会福祉協議会が設置、運営する高知県ボランティア・NPOセンターが実施する以下の取組を支援します。
  - ・地域の福祉教育・ボランティア学習を推進する事業の実施。
  - ・ピピネット事業の実施とともに、そのマッチング状況の把握や検証。
  - ・市町村社会福祉協議会におけるボランティアセンターの整備及びボランティアコーディネーターの育成支援。
  - ・市町村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター立上げのための体制づくりとセンター運営のための模擬訓練などの事業の実施。
- ◎県庁ホームページへの掲載などでピピネットを周知する等の効果的な広報を行います。

## 数値目標

具体的項目	現状 H27	目標 H32 年度	担当課
生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の設置		34 市町村	高齢者福祉課
各市町村社協での大規模災害時における「初期行動計画」の策定	10 市町村	34 市町村	地域福祉政策課

## ② 民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり

### ア 民生委員・児童委員の役割と活動の広報・啓発

#### 現状及び課題

- 民生委員・児童委員は、住民に最も身近な相談相手であり、住民との信頼関係の中で市町村と連携した高齢者の見守りや災害時要配慮者対策への取組などの地域福祉を推進する活動を行っています。また、民生委員・児童委員の中には、児童に関する活動を専門的に行う主任児童委員がいます。
- 高齢者や児童の課題にとどまらず、生活困窮、自殺対策や災害対策など地域の課題は複雑、多岐にわたっており、地域福祉活動の推進役として民生委員・児童委員に対する期待は大きくなっています。
- こうした地域課題への対応には、民生委員・児童委員の活動について、県民や関係機関から正しく理解されることにより、民生委員・児童委員が行政はもとより地域住民や関係機関としっかりと連携・協働して取り組むことが重要ですが、依然として、民生委員・児童委員の活動への理解は十分広まっていない状況にあると言えます。
- 民生委員・児童委員には、民生委員法で守秘義務が課せられている中、地域で支援を必要とする人の情報が、市町村から適切な方法で提供されることが必要ですが、個人情報取扱いに過度に慎重となることで、民生委員・児童委員に必要な情報が得られにくく、活動に支障が出ている状況もあります。

#### 取組の方向

- ◎多くの県民が、民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、活動への理解を深め、幅広い活動への協力が促進されるように広報・啓発活動などの取組を進めます。
- ◎民生委員・児童委員があつたかふれあいセンターなどの運営体制に関わることで、それぞれの地域で活動している団体や事業者とのネットワークづくりを進めます。
- ◎民生委員・児童委員活動に、必要な個人情報が提供されるよう市町村などの関係機関と連携して取り組みます。

## イ 地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みの構築

### 現状及び課題

- 平成 26 年度に実施した民生委員児童委員協議会会長へのヒアリングでは、「行政等につないだ結果を報告してほしい」、「つなぎ先の機関がしっかり対応してくれれば困ることがない」等、事務局や行政に対する意見が多く聞かれ、地域住民や民生委員・児童委員からの相談ケースを必要な支援につなぐ仕組みが十分ではないことが明らかになりました。また、民生委員・児童委員に求められる役割や相談内容が多岐にわたってきていることも影響し、民生委員・児童委員の欠員が生じています。
- 民生委員・児童委員が活動しやすい環境のためには、民生委員・児童委員や地域住民から相談を受けた事務局等が、その相談をワンストップで受け止めて関係機関につなぎ、情報を共有しながら支援に結びつけていくことが必要です。
- そのためには、多くの民生委員児童委員協議会で事務局を担っており、地域福祉推進の要でもある市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化していくことが必要です。

### 取組の方向

- ◎地域住民や民生委員・児童委員から相談を受けたケースをワンストップで受け止めて、関係機関へつなぐ仕組みを構築するため、地域福祉推進の要である市町村社会福祉協議会による地域福祉ネットワークのコーディネート機能を強化する取組を推進します。

## ウ 研修や活動の充実

### 現状及び課題

- 人口減少や高齢化等により、新しい民生委員・児童委員の確保が難しくなっている地区があります。また、年齢や経験年数などによって、地区ごとの民生委員・児童委員の活動のあり方に違いもあります。
- 県では毎年、新任研修・中堅研修・会長研修の対象別研修を実施しており、また、各地域ではそれぞれの民生委員児童委員協議会が中心となりブロック別に研修を実施しています。
- 特に、一期目の民生委員・児童委員に対しては、1年目、2年目、3年目と3回に研修を実施し、経験に応じた必要な知識や技術を習得していただくための研修に取り組んでいます。
- あわせて、民生委員・児童委員の具体的な活動について、日々の見守り活動や相談への対応、関係機関との連携や住民への情報提供など分かりやすく解説した活動ハンドブックを作成し、活動に活かしていただくよう取り組んでいます。
- 更には、子どもの貧困や虐待などにおいて背景に様々な要因が絡むなど問題が複雑・多岐にわたってきているため、住民からの様々な相談に対応していくためには、相談対応研修や、社会的な課題に対する知識の習得など、スキルアップのための研修の充実により活動の充実・強化を図ることが必要です。

### 取組の方向

- ◎これまでの研修に加え、相談対応研修など内容の充実を図り、活動意欲の醸成と、資質の向上により活動の充実・強化を図ります。
- ◎自殺対策や認知症高齢者など複雑化する地域のニーズに的確に対応するため、傾聴ボランティアや認知症キャラバンメイトなど、地域のニーズに個別に対応するより具体的な研修への参加を進め、スキルアップを図ります。

## エ 見守り協定事業者と民生委員児童委員協議会との協定による見守り活動の推進

### 現状及び課題

- 平成19年度に民生委員・児童委員制度が創設90周年を迎えたことを契機に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、高知県、高知県民生委員児童委員協議会連合会と民間事業者との3者で「地域見守り協定」を締結し、地域の中で支援が必要と思われる世帯や子ども、高齢者などの見守り活動を行っています。
- これまでに協定を結んだ8事業者（次頁参照）は、日常の業務の範囲内で、地域住民の異変に気づいた場合、その地域を管轄する民生委員児童委員協議会に連絡し、早期に必要な対応をしています。例えば、訪問先で発見した気になることを民生委員・児童委員や関係機関に連絡・相談し、支援につながった事例もあります。
- また、市町村の民生委員児童委員協議会と地元の商店などが地域見守り協定を結んで見守り活動を行っている事例もあります。
- 県では、このような地域見守り協定の活動をPRするために、地域見守り活動のロゴマークを作成し、ロゴマークを使ったシールを配送車に貼付する取組や、事業者の協力員が缶バッジを着けるなど、協定事業者の活動のPRを行っています。また、民生委員・児童委員の着用する統一ジャンパーではロゴマークを使用して、協定事業者と民生委員・児童委員が連携した見守り活動の啓発を行っています。
- 民生委員・児童委員の活動は複雑・多岐にわたる中で、求められる役割や期待は大きくなっており、こうした民間事業者と連携した見守り活動を更に広げていくことが必要です。

事業者名	協定締結年月日
高知新聞販売所 高新会・(株)高知新聞社	平成19年4月6日
(株)サンブラザ	平成19年8月28日
こうち生活協同組合	平成19年10月19日
高知ヤクルト販売(株)	平成19年11月29日
四国電力(株)高知支店・中村支店	平成20年10月8日
JAグループ高知	平成22年1月15日
高知医療生活協同組合	平成22年11月25日
(株)サニーマート	平成26年5月28日



高知県における地域の見守り活動に関する協定ロゴマーク

※このほか、高知県民生委員児童委員協議会連合会と高知県警察との協定締結（平成23年3月9日）

### 取組の方向

- ◎協定事業者の拡大と、それぞれの地域での見守り協定の活動を支援し、地域での見守りのネットワークの輪を広げていくための取組を進めます。
- ◎地域見守り活動のロゴマークを活用し、見守り協定事業者と民生委員・児童委員による見守り活動の広報・啓発を進めます。

### 県の具体的施策

- ◎民生委員・児童委員の活動の広報を積極的に行い、県民への理解と周知を図ります。
- ◎民生委員・児童委員の基本的な役割、具体的な活動内容、個人情報の適切な管理方法及び情報収集などについて、活動ハンドブックなどを活用して民生委員・児童委員への研修を行います。
- ◎新たな福祉制度や福祉サービスの情報、住民との相談活動に必要な相談援助技術の向上のための研修を実施するなど、研修内容の充実を図ります。
- ◎市町村などと地域の現状や課題などについて、情報を共有し、連携の強化や役割分担を行うためのケース検討会等への参加を推進します。
- ◎市町村の民生委員児童委員協議会と事業者との市町村域での地域見守り協定が、より地域に密着した見守り活動となるよう、見守りの実践例などの情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員と地元事業者が連携を深める活動を支援します。
- ◎地域見守り活動のロゴマークを民生委員・児童委員や見守り協定締結事業者に活用してもらい、県民に活動をPRします。

### 数値目標

具体的項目	現状 H27年度	目標 H32年度	担当課
「民生委員の日」などにおける民生委員の活動に関する広報の実施	—	年1回以上	地域福祉政策課
民生委員・児童委員への研修の充実 (段階に応じた研修の実施)	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	各対象者別研修 (会長、中堅、新任) 1回以上/年	地域福祉政策課

## (4) 利用者の視点に立った福祉サービスの質の向上

### ① 適切な福祉サービスへの利用促進のための仕組みづくり

#### 現状及び課題

(福祉サービス第三者評価事業)

- 社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの評価を行うことやそのほかの措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける人の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないとされています。
- 住民が様々な事情で福祉サービスの利用が必要になった場合に、どこの事業者のサービスが良いのか分からないなど、利用者にとって必要な情報が不足しているため、利用者の適切なサービス選択につながっていない場合があります。
- 福祉サービス第三者評価事業は、平成18年度から実施され、個々の事業者が事業運営における問題点を把握してサービスの質の向上に結び付けるとともに、利用者の適切なサービス選択につながることを目的としています。
- しかし、福祉サービス第三者評価を受審している施設は、受審義務のある社会的養護施設がほとんどとなっている状況にあるため、その他の社会福祉施設等の積極的な受審が求められています。
- 福祉サービスの質の向上と利用者の適切な福祉サービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の受審の促進と、広く県民に評価結果を公表することが重要です。

福祉サービス第三者評価事業とは

- 社会福祉法人などが提供する福祉サービスの質を、当事者（事業者及び利用者）以外の、公正・中立な第三者評価機関が、専門的・客観的立場から評価を行うことによりサービスの質の向上を目指すものです。
- 評価結果を公表し、利用者（県民）が適正な福祉サービスの選択ができるようにします。

(高知県運営適正化委員会)

- 高知県運営適正化委員会への福祉サービス利用者からの苦情受付件数は、平成19年度は15件であったものが、平成25年度は35件、平成26年度は25件となっており、年度により変動はあるものの、15~35件程度の受付があります。内容は、職員の接遇と説明・情報提供への苦情が多く、最近では、障害者総合支援法の改正・施行（平成25年）による制度の変更などから障害のある人からの苦情・相談が増えています。
- 福祉サービスへの苦情相談者の中には、福祉サービス提供事業所に対しての強制力や指導を求める方もいることから、指導権を持つ行政機関との連携が重要となります。
- こうした中、相談したことによって不利益を被ることをおそれる相談者もいることから、施設・事業所においてはそのような心配を抱かせないような対応が求められます。

- また、社会福祉施設には、利用者の権利が守られているかをチェックし、利用者の不満や苦情を受け付け、その解決を図る「苦情解決第三者委員」の設置が義務付けられています。施設等の理解が深まり設置が進んでいますが、まだ設置ができていない施設や、施設を訪問したことのない委員がいる等、第三者委員の取組自体にも温度差がある状況です。利用者、施設等や第三者委員に向け、活動の理解や資質向上への取組を推進していく必要があります。

#### 運営適正化委員会とは

■福祉サービスの利用者が事業者と対等な関係でサービスを利用できるよう、利用者が苦情の申出をしやすい環境を整えるとともに、当事者間で解決が困難な福祉サービス苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関です。

### 取組の方向

(福祉サービス第三者評価事業)

- ◎利用者の適切なサービス選択のために、福祉サービス第三者評価事業の各福祉施設への制度周知を行い、受審を促進することで、福祉サービスの質を高めます。

(高知県運営適正化委員会)

- ◎社会福祉施設等における苦情解決体制や苦情処理に係る取組などについて、行政機関と情報共有し、監査などで指導する仕組みづくりを進めます。
- ◎社会福祉施設等の第三者委員の資質向上と苦情解決技術の向上を図ります。

### 県の具体的施策

- ◎福祉サービス第三者評価事業の社会福祉施設等への制度周知と受審促進を行います。
- ◎福祉サービス利用者から寄せられる苦情情報を共有することで、県が行う社会福祉施設などへの指導監査に活かし、福祉サービスの適切な利用や提供を確保するために、運営適正化委員会や高知県国民健康保険団体連合会と意見交換を行います。
- ◎運営適正化委員会が実施する社会福祉施設等の第三者委員の資質向上、苦情解決技術を向上するための研修などについて、財政的支援を行います。



## ② 権利擁護の取組の推進

### 現状及び課題

（日常生活自立支援事業）

- 高知県社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業は、自分一人でサービスの選択や契約などの判断をすることが不安な方や、お金の管理に困っている方などに対して、利用契約に基づき福祉サービスの利用申込みや契約代行、福祉サービスの利用料金の支払代行などを行う事業です。
- 高齢者の増などに伴い、契約件数も増加しており、平成 19 年度の新規契約件数は 70 件でしたが、平成 25 年度は 95 件、平成 26 年度は 96 件となっています。また、実利用者件数についても平成 19 年度は 422 件だったものが、平成 25 年度は 652 件、平成 26 年度は 628 件と数年で大きく増えています。
- 日常生活自立支援事業の実施体制は、平成 23 年度まではブロックごとに専門員を配置し実施していましたが、地域住民により身近な場所で実施できるよう、平成 24 年度から順次、市町村社会福祉協議会への移行が進められ、平成 26 年度以降は全ての市町村社会福祉協議会に専門員を配置して実施しています。
- また、契約時には判断能力があっても、その後、判断能力が低下したため、本事業で支えきれない利用者や、親族等による経済的虐待や悪徳商法等の被害に遭うケース等が存在します。こういった場合、問題を解決するためには成年後見制度への移行が必要ですが、後見人の申立てをする身寄りがいないことや、費用がないため成年後見制度につながらないケースがあります。
- こうした場合には、市町村長による後見開始申立てや市町村社会福祉協議会などによる法人後見支援事業により対応することが重要であり、地域の様々な機関との連携が重要となっています。

日常生活自立支援とは

■ 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などのうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助などを行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援する事業です。

（成年後見制度）

- 判断能力が十分でない人がさまざまな法律行為を行う場合に、本人の能力を補い権利を保護するための制度で、平成 12 年から実施されています。
- 今後、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加することに伴い、成年後見制度の需要は更に増大することが見込まれます。
- 地域の実情に応じて、誰もが制度を利用できるよう、市民や社会福祉協議会等も含めた後見人を中心とした支援体制を検討する必要があります。

### 成年後見制度とは

■認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、意思能力がない、または、判断能力が不十分な成年者のために、金銭管理や身の回りの世話のための契約等の法律行為全般を行って、これらの人の保護と支援を行う制度です。

### 取組の方向

(日常生活自立支援事業)

◎ニーズの発掘とともに適切で効果的な事業が実施されるよう、広報等で事業の内容について周知を進め、身近な支援体制の構築を目指します。

(成年後見制度)

◎市町村が行う成年後見制度利用支援事業の取組を推進します。

◎成年後見制度の後見人の担い手として、市町村社会福祉協議会の法人後見の取組を推進します。

### 県の具体的施策

◎高知県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業について、財政的支援を行うとともに、その事業の広報を行います。

◎認知症高齢者や一人暮らし高齢者の成年後見制度の利用を促進するため、市町村の申立ての活用が進むよう、市町村と協議を進めます。

◎高知県社会福祉協議会などと連携して、成年後見制度の後見人の受皿として市町村社会福祉協議会が担えるよう協議を進めます。